

第3次宇都宮市市民協働推進計画

(後期計画)

宇都宮市

令和5年2月策定

目次

第1章	計画策定に当たっ	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の役割	4
5	計画の期間	4
第2章	市民協働を取り巻く現状と課題	
1	社会状況の変化	5
2	各まちづくり活動主体の現状と課題	9
3	これまでの取組と課題（前期計画の評価）	25
4	課題の総括と対応の方向性	30
第3章	計画の基本理念と目標	
1	計画の基本理念	32
2	目指すべき姿	32
3	計画の基本目標	33
第4章	施策の展開	
1	施策の体系	35
2	基本施策ごとの取組	36
第5章	計画の推進	
1	計画の進行管理	49
2	計画の推進体制	51
資料編		
	策定体制（組織体系）	53
	策定体制（設置要領）	54

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市においては、市民が主役のまちづくりを実現するため、平成30年3月に「第3次宇都宮市市民協働推進計画」（計画期間：平成30年度から令和9年度までの10年間）を策定し、市民や地域活動団体などのまちづくり活動主体^{※1}に対する活動への参加促進や、地域コミュニティの基盤となる自治会への加入促進などの地域活力の維持・強化に向けた支援に取り組んできたところです。

このような中、SDGsの達成やスーパースマートシティ^{※2}を構成する「地域共生社会^{※3}」などの構築に向け、その原動力となるまちづくりを支える人づくりや協働によるまちづくりを実現する必要があることから、令和5年3月で前期期間が終了する現行計画の中間見直しを行い、人口減少や少子・超高齢化の進行などの社会的環境の変化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、地域コミュニティの更なる希薄化や自治会加入率の低下など、本市まちづくりに係る様々な課題に取り組んでいきます。



※1 まちづくり活動主体：市民（宇都宮市に住んでいる人、通勤・通学している人）、地域活動団体、NPO、事業者、高等教育機関など、宇都宮市のまちづくりに関わるすべての人（本計画中の「多様な主体」や「各主体」も同義語として使用しています。）

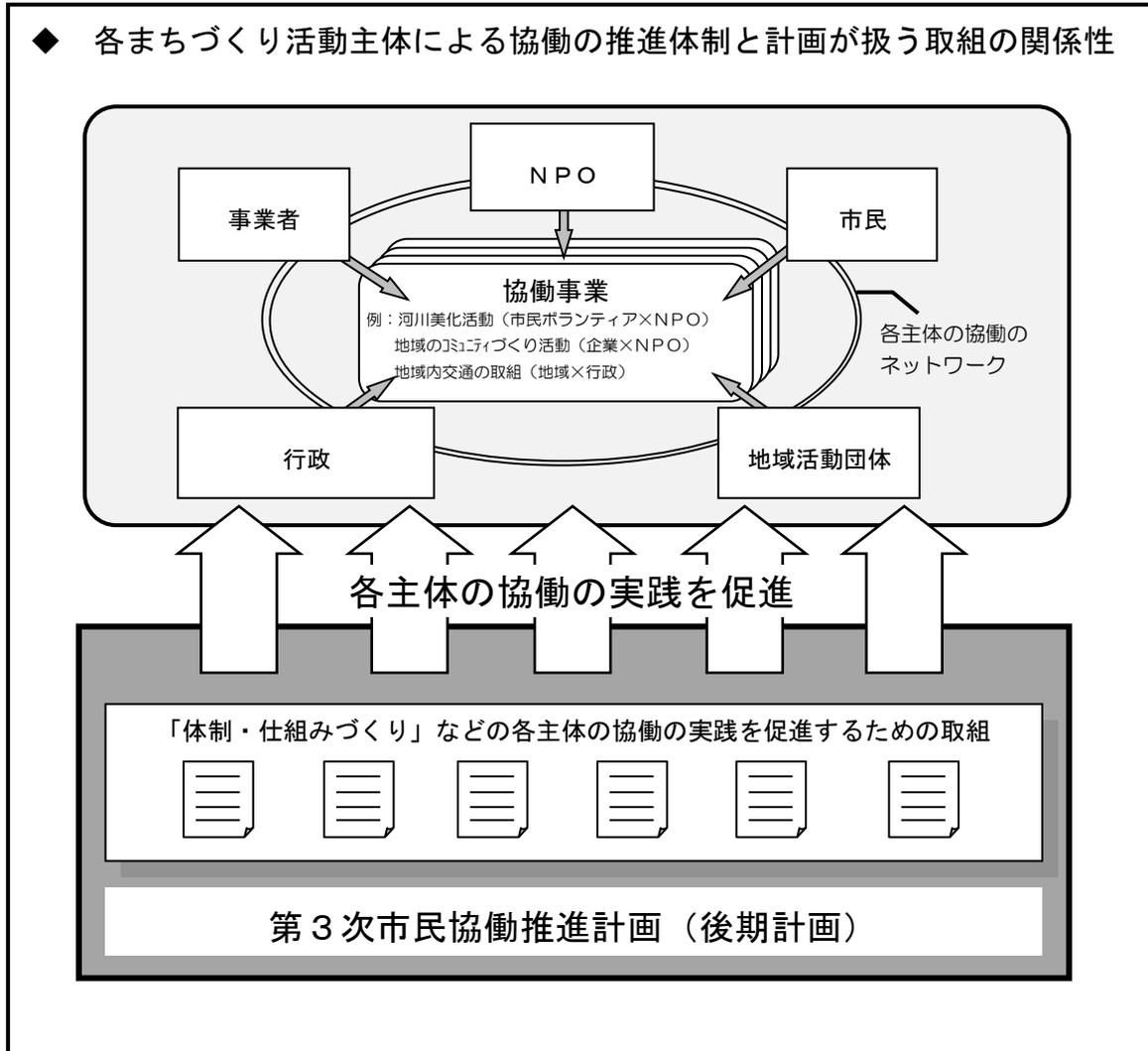
※2 スーパースマートシティ：子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望が叶うまちの姿

※3 地域共生社会：地域に思いやりがあふれ、絆を深めながら孤独や孤立に寄り添い、支えられる社会。誰もが生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる社会

2 計画の性格

本市においては、NPOや市民の協働による河川の美化活動、地域や事業者、NPOが協働した地域コミュニティづくりの取組など、まちづくり活動主体同士がネットワークを形成し、様々な協働事業が展開されています。

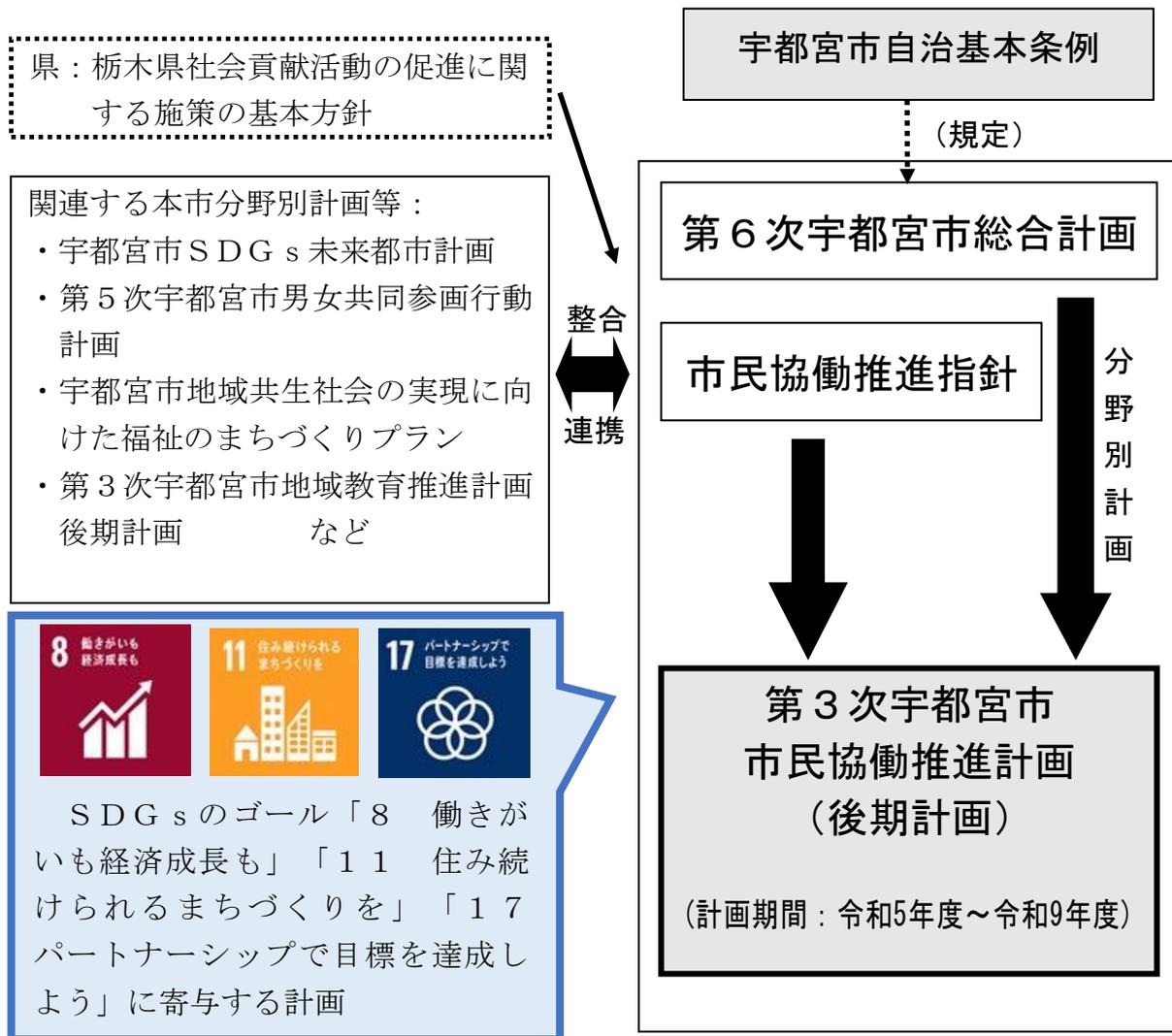
本計画は、このようなまちづくり活動主体同士の協働事業の活性化など、各まちづくり活動主体の協働の実践を促進することを目的とするものです。



3 計画の位置付け

本計画は、「宇都宮市自治基本条例」で掲げる「市民協働推進指針^{※4}」における本市のまちづくりに関わるすべての人や団体に「市民協働のまちづくり」を推進していくことを目的としており、「第6次宇都宮市総合計画」のまちづくり好循環プロジェクト「NCCが支える共生社会創出」及び基本施策「市民が主役のまちづくりを推進する」を実現するものです。

【計画の位置付けの全体イメージ】



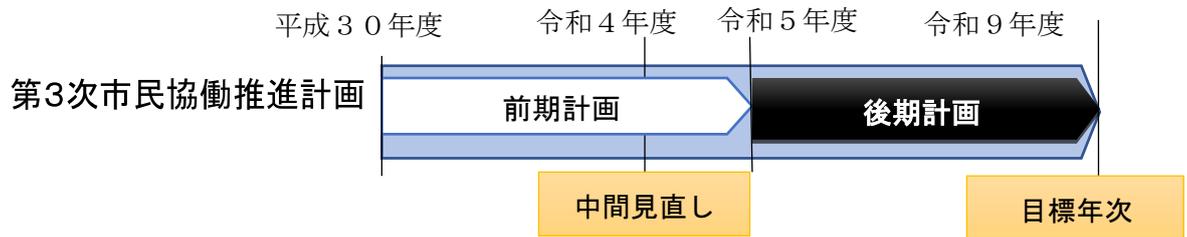
※4 市民協働推進指針：市民協働においては、市民と行政が、役割分担や連携・協力のあり方などに対する考え方を共有することが大切であることから、本市における市民協働推進に当たっての基本的な考え方（基本原則、役割分担など）を示した指針。平成16年11月に策定

4 計画の役割

本計画は、「市民協働推進指針」に基づき、各まちづくり活動主体が協働という手法を活用し、それぞれの活動を独創的に組み合わせることで、効果的にまちづくりを行うことや、本市のまちづくりに関わるすべての人や団体に「市民協働の広がり」を推進していくための「仕組み」や「体制」を構築していくものです。

5 計画の期間

本後期計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。



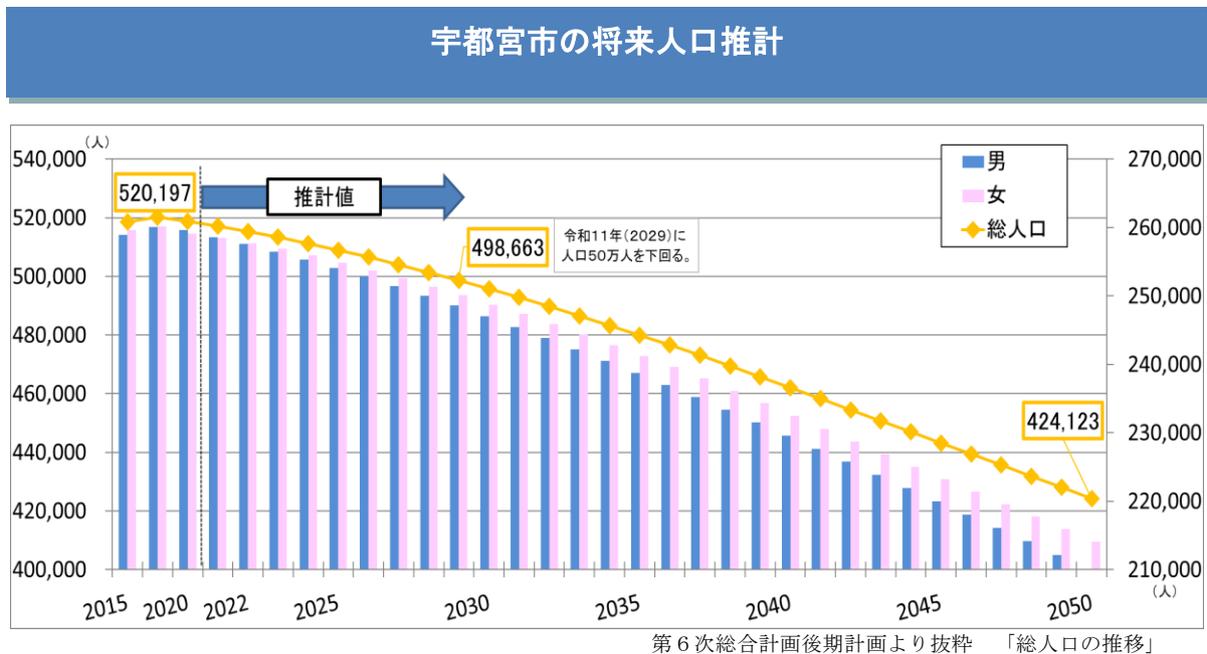
第2章 市民協働を取り巻く現状と課題

1 社会状況の変化

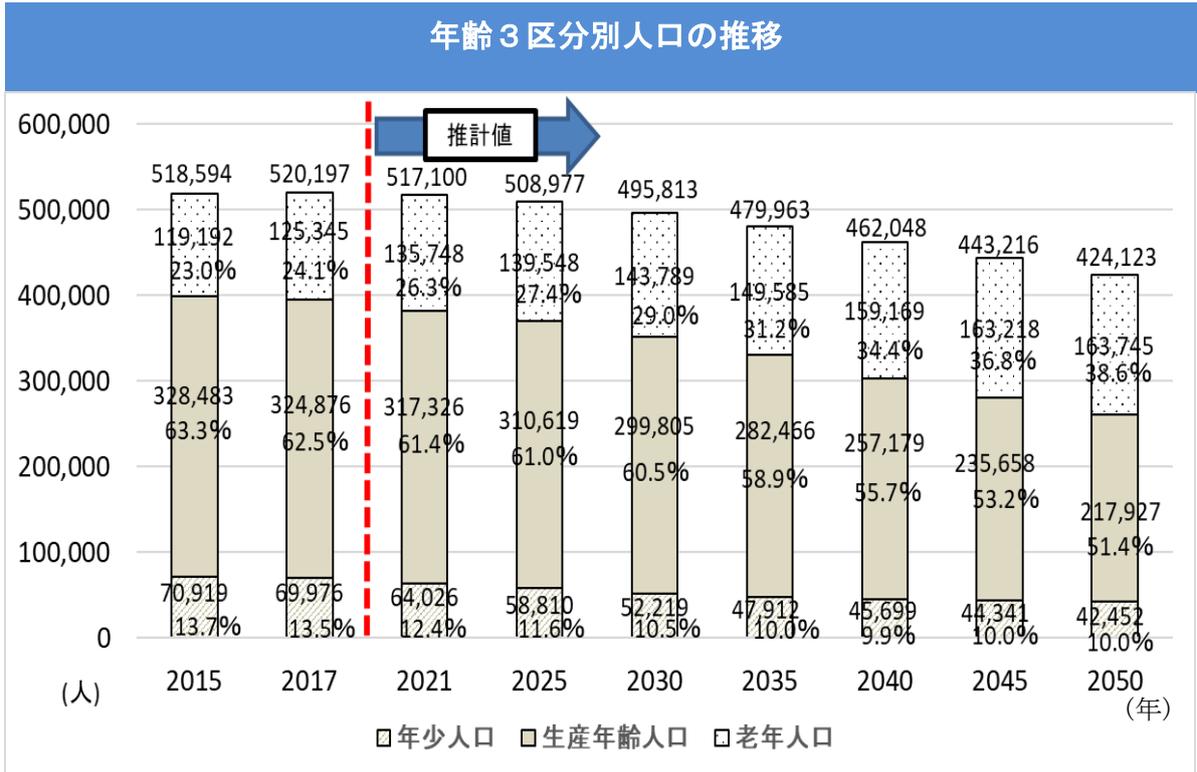
(1) 人口構造等の変化と高齢化の更なる進行

我が国においては、2008年をピークに人口減少社会に転じており、今後65歳以上の高齢者の人口割合が更に上昇する一方で、15歳未満の人口割合が減少していくと予測されています。

本市においても、「第6次宇都宮市総合計画後期計画」における人口の将来展望では、2017年に約52万人でピークを迎え、その後減少に転じ、2050年の人口は約42万人となる見通しです。

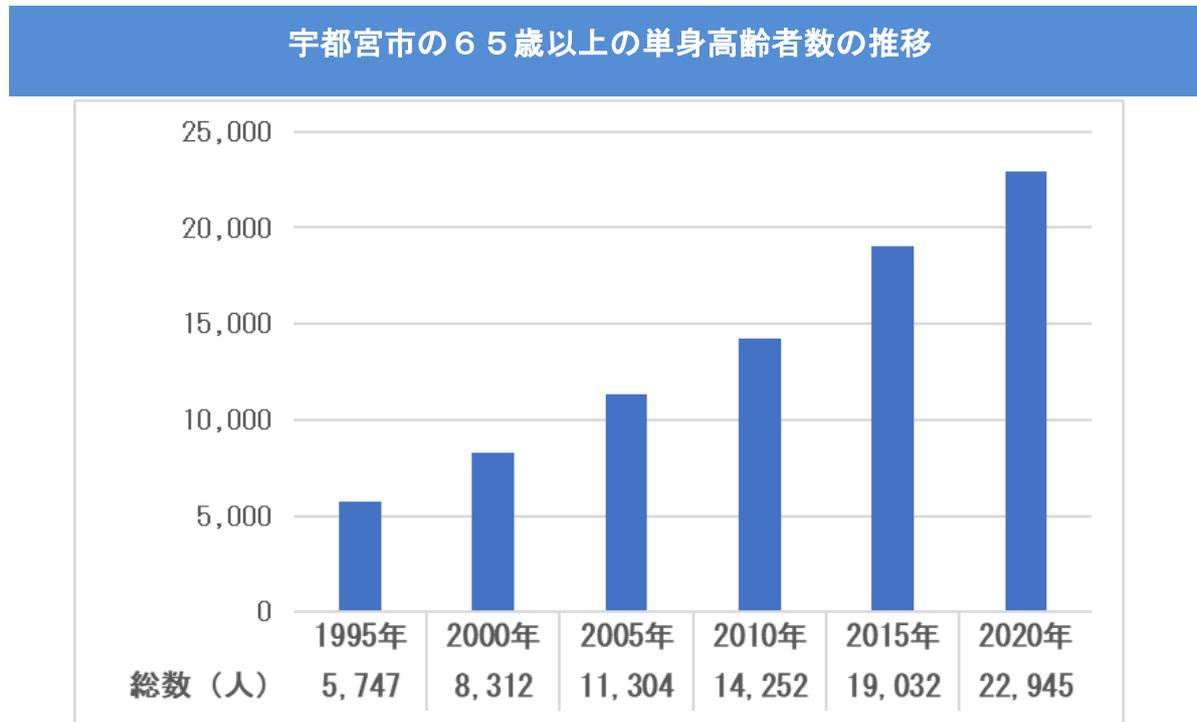


さらに、「第6次宇都宮市総合計画後期計画」における年齢3区分別人口の推移では、老年人口（65歳以上）の構成比が2021年の26.3%から2050年には約40%へ上昇する一方、年少人口（0歳～14歳）は12.4%から10%へ、生産年齢人口（15歳～64歳）は61.4%から約50%へと、それぞれ構成比が低下すると見込んでいます。



第6次宇都宮市総合計画後期計画より抜粋 「年齢3区分別人口の推移」

また、高齢化の進行に伴い、高齢者の単身世帯は増加しており、地域の担い手不足や高齢者を取り巻く日常生活への対応など、地域課題の深刻化が懸念されます。



出典：国勢調査

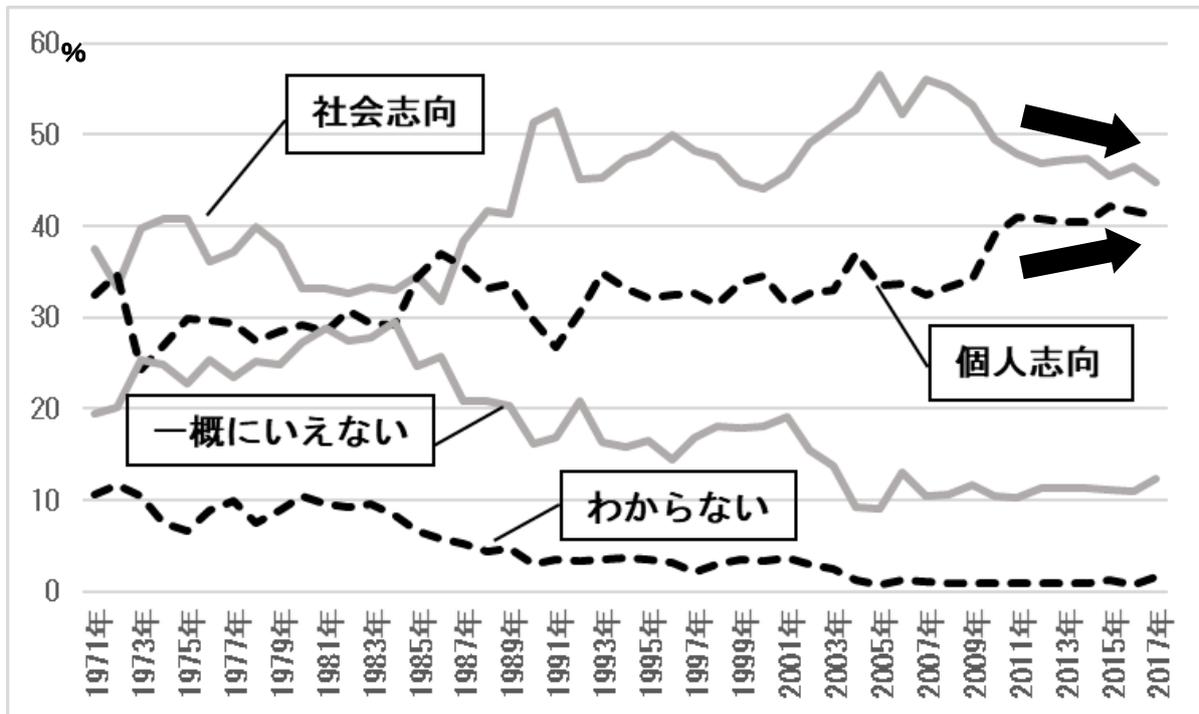
(2) 市民ニーズの複雑化・多様化

内閣府の「社会意識に関する世論調査」結果（令和3年度）では、近年の個人意識の傾向として、「社会志向」の下降と「個人志向」の上昇が示されており、市民の価値観の変化が伺えます。

また、定年退職年齢の延伸、女性の社会進出などの就労環境や、市民のライフスタイルの変化に伴い、市民ニーズは複雑化・多様化しており、行政だけでは担うことができない「ヤングケアラー」や「貧困・孤立」などの公共的課題も増加しています。

社会志向か個人志向か

[問 国民は、「国や社会のことにもっと目を向けるべきだ（社会志向）」という意見と、「個人生活の充実をもっと重視すべきだ（個人志向）」という意見があるが、このうちどちらの意見に近いか]



出典：内閣府社会意識に関する世論調査（令和3年度）

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響

令和元年度から続く、新型コロナウイルスの感染拡大は、人と人との接触を制限し、多くの地域活動が規模の縮小や休止を余儀なくされるなど、地域コミュニティの更なる希薄化とともに、まちづくり活動主体の機能低下及び担い手不足等により、活動の持続可能性が低下していくことが懸念されています。

(4) デジタル化の進展

近年のデジタル化の進展により、インターネットや動画配信等のデジタルを活用した個人の情報収集のほか、オンライン会議やテレワークの実施による伝達方法の変化など、私たちの暮らし方や働き方は大きく変わってきており、誰でも様々な情報を、いつでもどこでも入手できる時代の中で、対象者のニーズに応じた効果的な情報の発信が必要となっています。

【参考：地域コミュニティに関する研究会報告書 令和4年4月】

新型コロナウイルス感染症の影響によるピンチをチャンスと捉え、自治会等の活動の一部をデジタル化することによって、事務負担の軽減、新たなサービスの提供、活動の促進など、地域活動の持続可能性を高める方向でのデジタル化の推進が期待されています。

◆ 重要な3つの視点

1 地域活動のデジタル化

自治会等の地域コミュニティにおいて、住民間の情報共有や行政・住民間の情報共有等を効率化して、負担を軽減するとともに、新たなサービス提供を可能とするためには、どのようなデジタル化が望ましく、どのようにすれば進めることができるかという検討

2 地域コミュニティの様々なまちづくり活動主体間の連携

特に防災分野、地域福祉分野を中心に、自治会等とNPO、事業者、学校、各種団体、専門家等との関係をどのようにすれば強化できるかという検討

3 自治会等の活動の持続可能性の向上

担い手確保・加入率向上（現役世代等の参加促進）、役員等の負担軽減（行政からの依頼事項、自治会等の活動内容の見直し）、透明性の確保（活動内容や会計情報の構成員への周知）等をどのようにすれば進めることができるかという検討

2 各まちづくり活動主体の現状と課題

(1) 市民

【現状】

ア 「協働のまちづくり」の「重要度」, 「満足度」

「協働によるまちづくり」の重要度, 満足度はともに, 高くなっています。

		n = 400	
		平成30年度	令和3年度
協働によるまちづくり	重要度	64.5%	68.0%
	満足度	30.2%	34.3%

平成30年度・令和3年度 市の取り組みについての意識調査

イ 市民活動への参加状況

市民活動へ参加している割合は, 増加する一方で, 若い世代では, 男性は「参加したいとは思わない」の割合が高く, 女性は「機会があれば参加したい」の割合が高い傾向にあります。

		n = 400	
		平成30年度	令和3年度
現在, 参加している		21.4%	29.5%
今は不参加, 今後ぜひ参加したい		3.8%	2.8%
今は不参加, 今後機会があれば参加したい		33.8%	30.3%
参加したいとは思わない		16.0%	25.0%

平成30年度・令和3年度 市政に関する世論調査

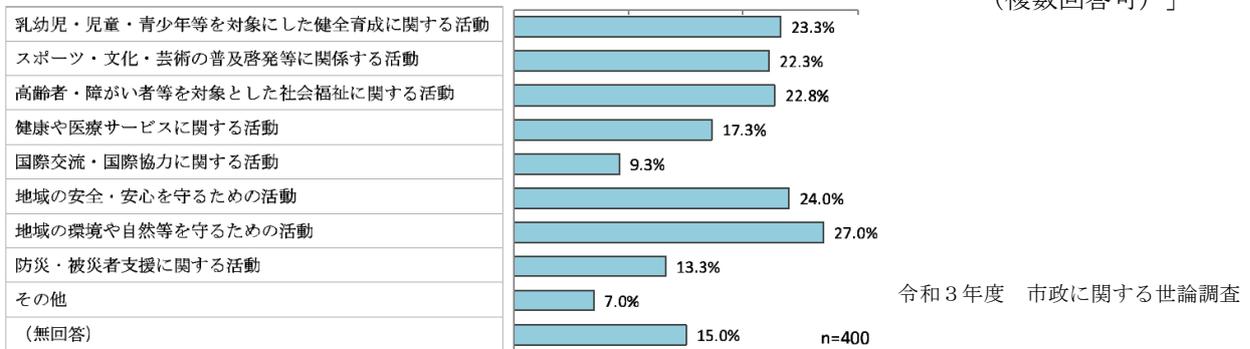
選択項目	現在, 参加している	今は参加していないが, 今後ぜひ参加したい	今は参加していないが, 今後機会があれば参加したい	参加したいとは思わない	参加できない	無回答
	29.5%	2.8%	30.3%	25.0%	10.8%	1.8%
【性・年齢別】						
男性(計)	23.5%	2.2%	30.6%	31.7%	9.8%	2.2%
20歳代	9.1%	0.0%	27.3%	54.5%	9.1%	0.0%
30歳代	25.0%	8.3%	33.3%	25.0%	8.3%	0.0%
40歳代	32.3%	3.2%	25.8%	25.8%	12.9%	0.0%
50歳代	21.2%	0.0%	42.4%	30.3%	6.1%	0.0%
60歳代	25.7%	0.0%	34.3%	25.7%	8.6%	5.7%
70歳以上	20.8%	2.1%	22.9%	37.5%	12.5%	4.2%
女性(計)	35.4%	3.3%	30.2%	18.9%	11.3%	0.9%
20歳代	0.0%	21.4%	50.0%	14.3%	14.3%	0.0%
30歳代	26.7%	3.3%	33.3%	20.0%	16.7%	0.0%
40歳代	50.0%	5.9%	17.6%	8.8%	17.6%	0.0%
50歳代	34.2%	0.0%	39.5%	23.7%	2.6%	0.0%
60歳代	28.6%	0.0%	31.0%	26.2%	11.9%	2.4%
70歳以上	0.0%	48.0%	22.0%	18.0%	10.0%	2.0%

令和3年度 市政に関する世論調査

ウ 参加中または興味があるまちづくり活動の種類

「地域の環境や自然等を守るための活動」が最も高く、次いで「地域の安全・安心を守るための活動」が続いています。

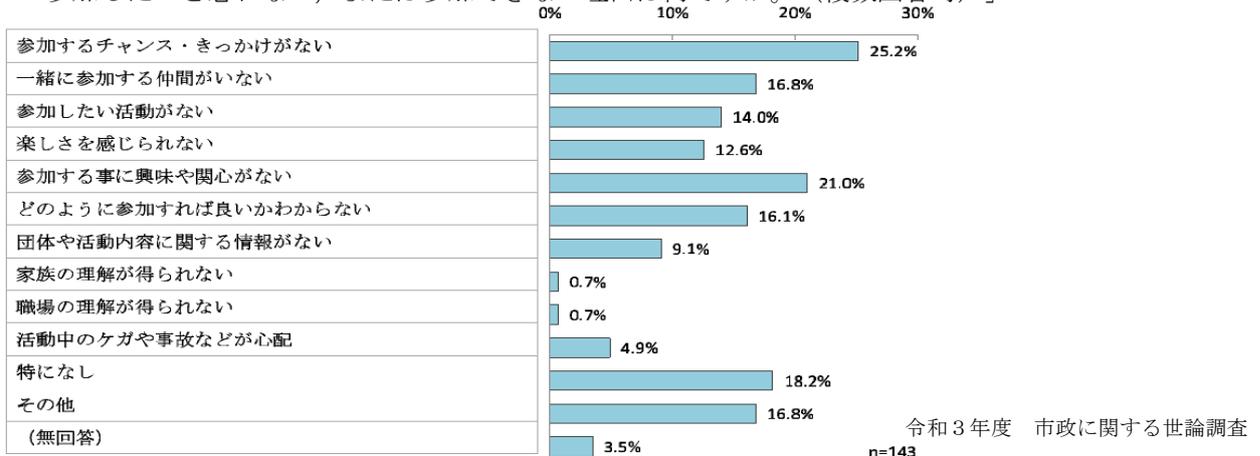
[問 あなたはどのような種類のまちづくり活動に参加していますか、または興味がありますか。(複数回答可)]



エ まちづくり活動に参加したいと思わない、または参加できない理由

「参加するチャンス・きっかけがない」が最も高く、次いで、「参加する事に興味や関心がない」が続いています。

[問 まちづくり活動に「参加したいと思わない」「参加できない」と回答した方にお聞きします。参加したいと思わない、または参加できない理由は何ですか。(複数回答可)]



【課題】

「今後機会があれば参加したい」という市民のまちづくり活動への参加機会を創出するため、「まちづくり活動応援事業^{※5}」や宇都宮市まちづくりセンター^{※6}（以下「まちびあ」という。）のSNSなどを活用しながら、身近な地域活動の取組情報の発信を強化していく必要があります。

※5 まちづくり活動応援事業：スマートフォンやパソコンを通じて、市民やNPO、事業者等が容易にまちづくり活動情報を発信・入手でき、まちづくり活動への参加へ結び付ける仕組み

※6 宇都宮市まちづくりセンター（愛称：まちびあ）：地域活動団体やNPO、事業者などの各まちづくり活動主体の連携や組織基盤強化など多様な支援を実施

(2) 地域活動団体

【現状】

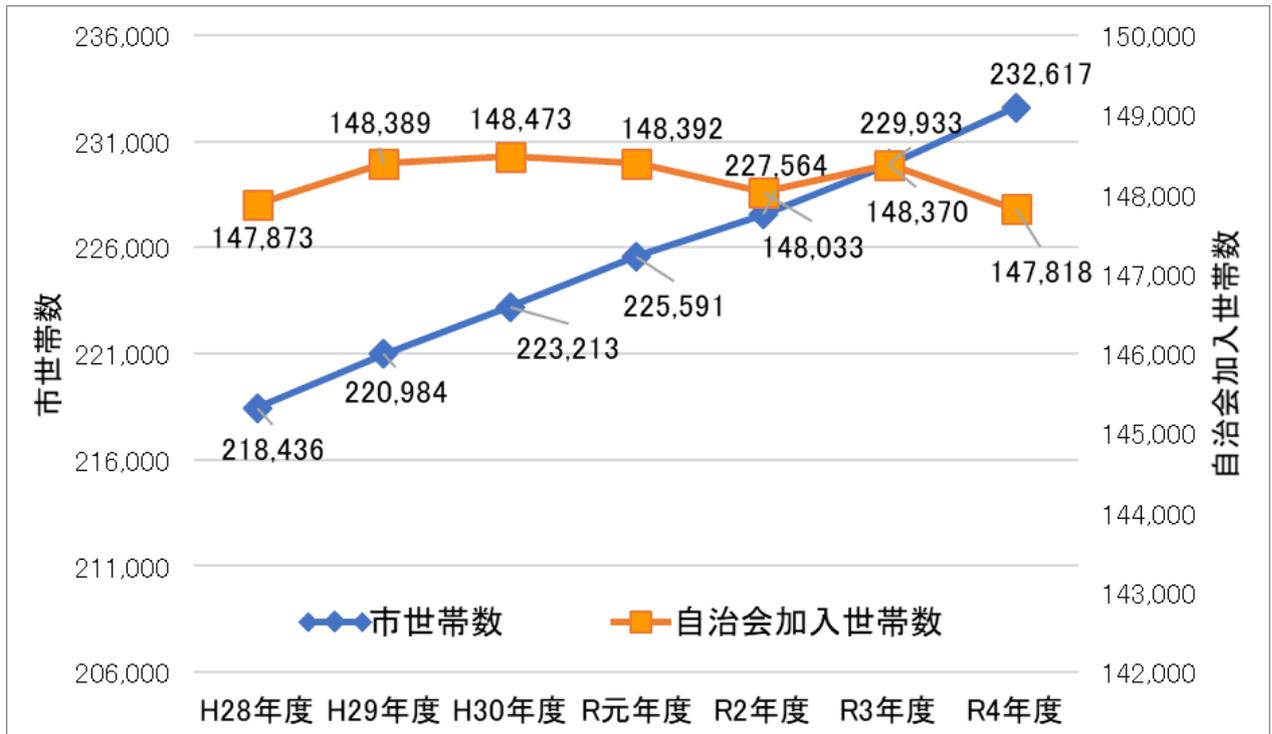
ア 自治会加入世帯数・加入率

地域コミュニティの基盤であり、安全で安心な地域づくりのための重要な役割を担う自治会の加入率は、年々減少傾向にあります。

市世帯数は、主に若年者や高齢者の単身世帯などの割合が増加している中、自治会加入世帯数は、集合住宅に入居する若年世帯の未加入や高齢世帯の退会などの増加により減少しており、令和4年度の自治会加入率は、分母に当たる市世帯数の増加に対し、加入世帯数の減少により、前年度比1.0ポイント減の63.5%となっています。

年度	加入世帯数（世帯）	前年比	加入率（%）	前年比
R元	148,392	▲81	65.8	▲0.7
R2	148,033	▲359	65.1	▲0.7
R3	148,370	337	64.5	▲0.6
R4	147,818	▲552	63.5	▲1.0

市自治会連合会調べ調査（令和4年度）



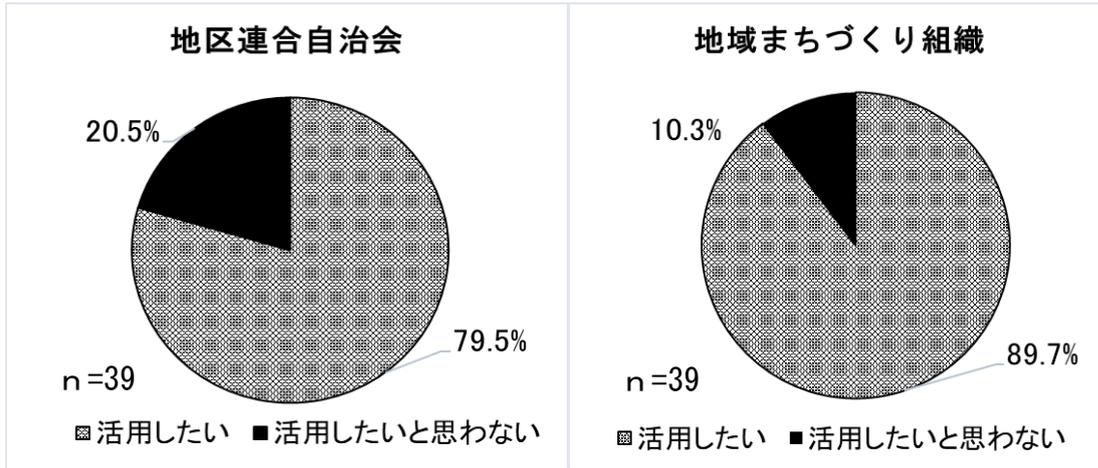
市自治会連合会調べ調査（令和4年度）

イ 地域活動のデジタル化

地域活動団体においては、8割を超える団体にデジタルの活用の意向があり、「自治会会員への連絡」や「地域行事・活動等の情報発信」などの活動における活用を望んでいます。

○ ICTの活用の意向について

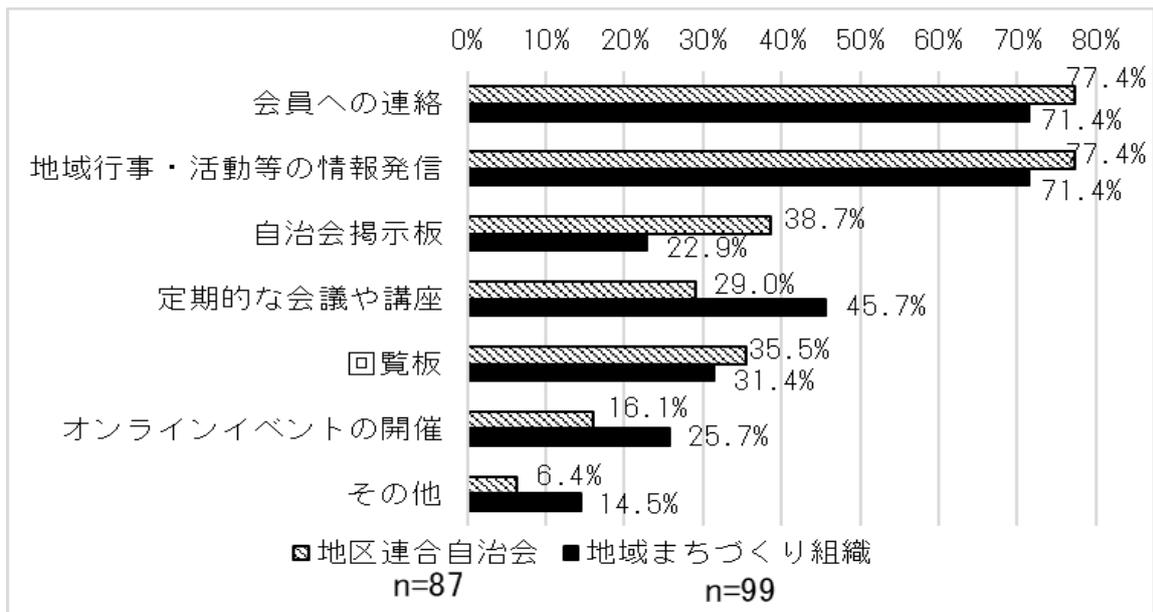
[問 今後、貴団体の活動において、スマートフォン、パソコンなどのICTを活用したい意向はありますか。]



協働に関するアンケート調査（令和4年度）より抜粋

○ ICTを活用したい活動内容について

[問 「活用したい」と回答した団体にお聞きます。具体的にどのような活動等にICTを活用したいですか。（複数回答可）]



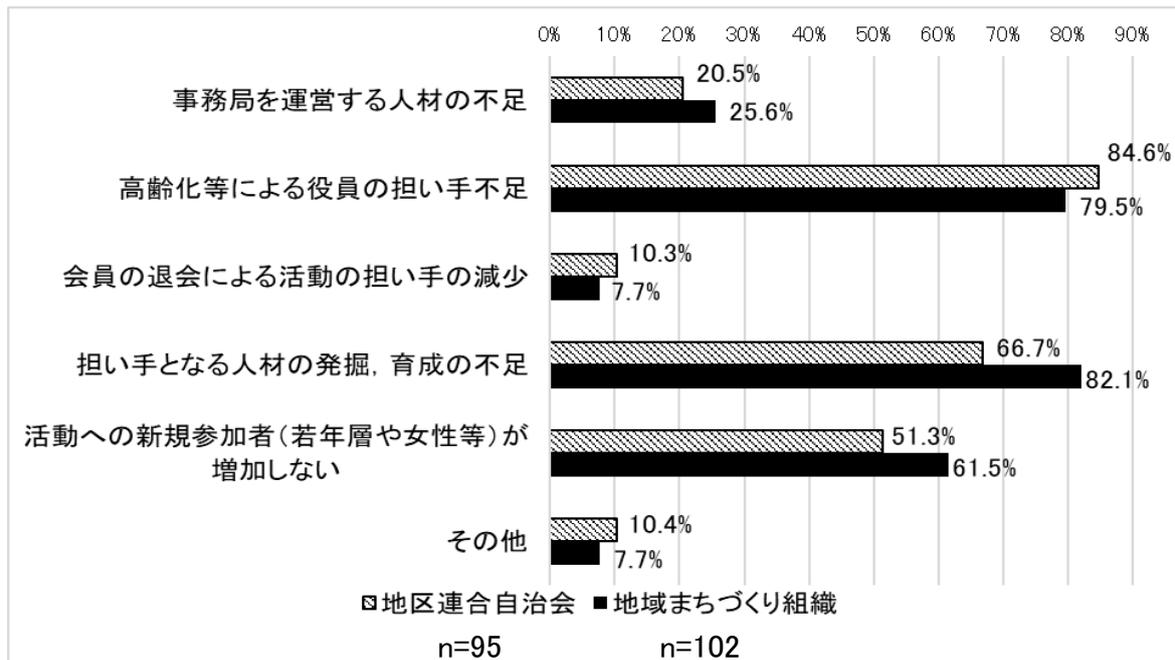
協働に関するアンケート調査（令和4年度）より抜粋

ウ 地域活動を進める上での課題

(7) 人材

地域活動団体の人材における課題については、「高齢化等による役員の担い手不足」や「担い手となる人材の発掘，育成の不足」など，団体運営に必要となる担い手不足を不安視する団体の割合が高くなっています。

[問 貴団体が活動を進めるに当たり、「人材について」の課題を教えてください。
(3つまで回答可)]

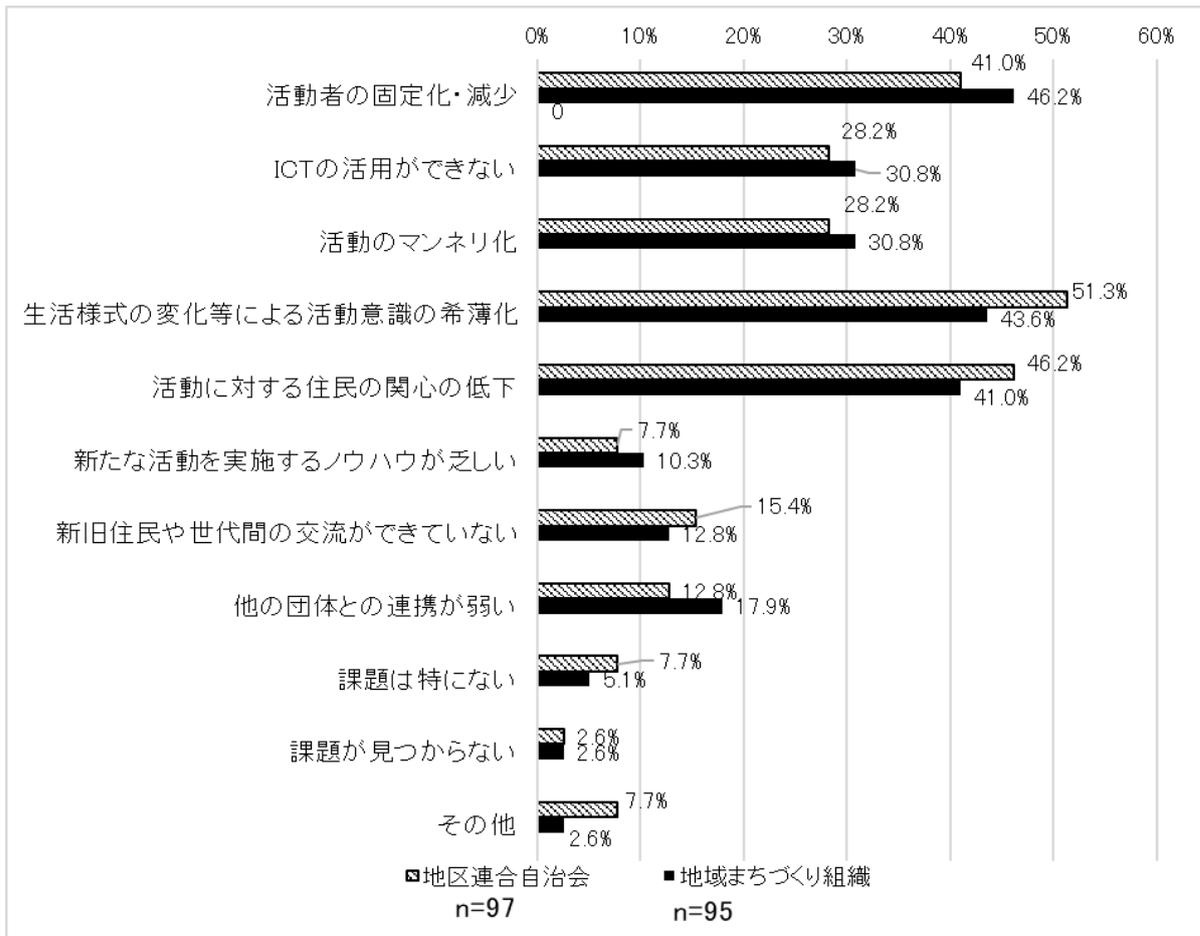


協働に関するアンケート調査（令和4年度）より抜粋

(イ) 活動

地域活動団体の活動における課題については、「生活様式の変化等による活動意識の希薄化」「活動に対する住民の関心の低下」など、地域住民のまちづくり活動への意識低下を不安視する団体の割合が高くなっています。

[問 貴団体が活動を進めるに当たり、「活動について」の課題を教えてください。
(3つまで回答可)]

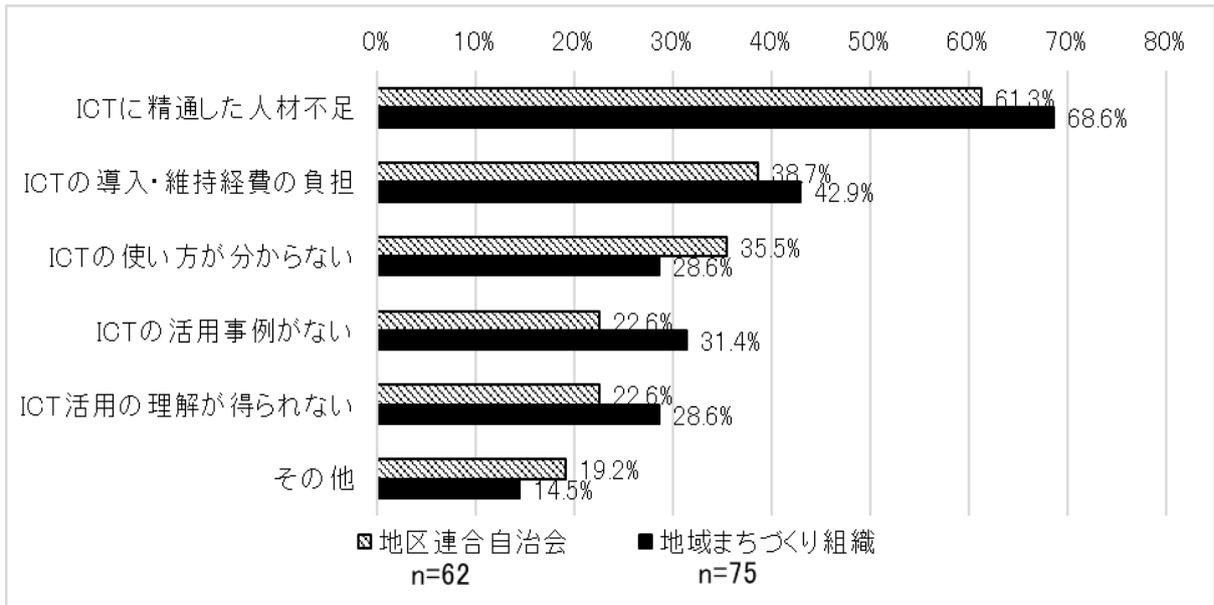


協働に関するアンケート調査（令和4年度）より抜粋

(ウ) デジタル化

地域活動団体のデジタル活用に向けた課題については、「ICTに精通した人材不足」「ICTの導入・維持経費の負担」など、ICTの活用に必要な人材・機器等の不足を問題視する団体の割合が高くなっています。

[問 ICTを活用するに当たり、課題はどのようなことがありますか。(複数回答可)]

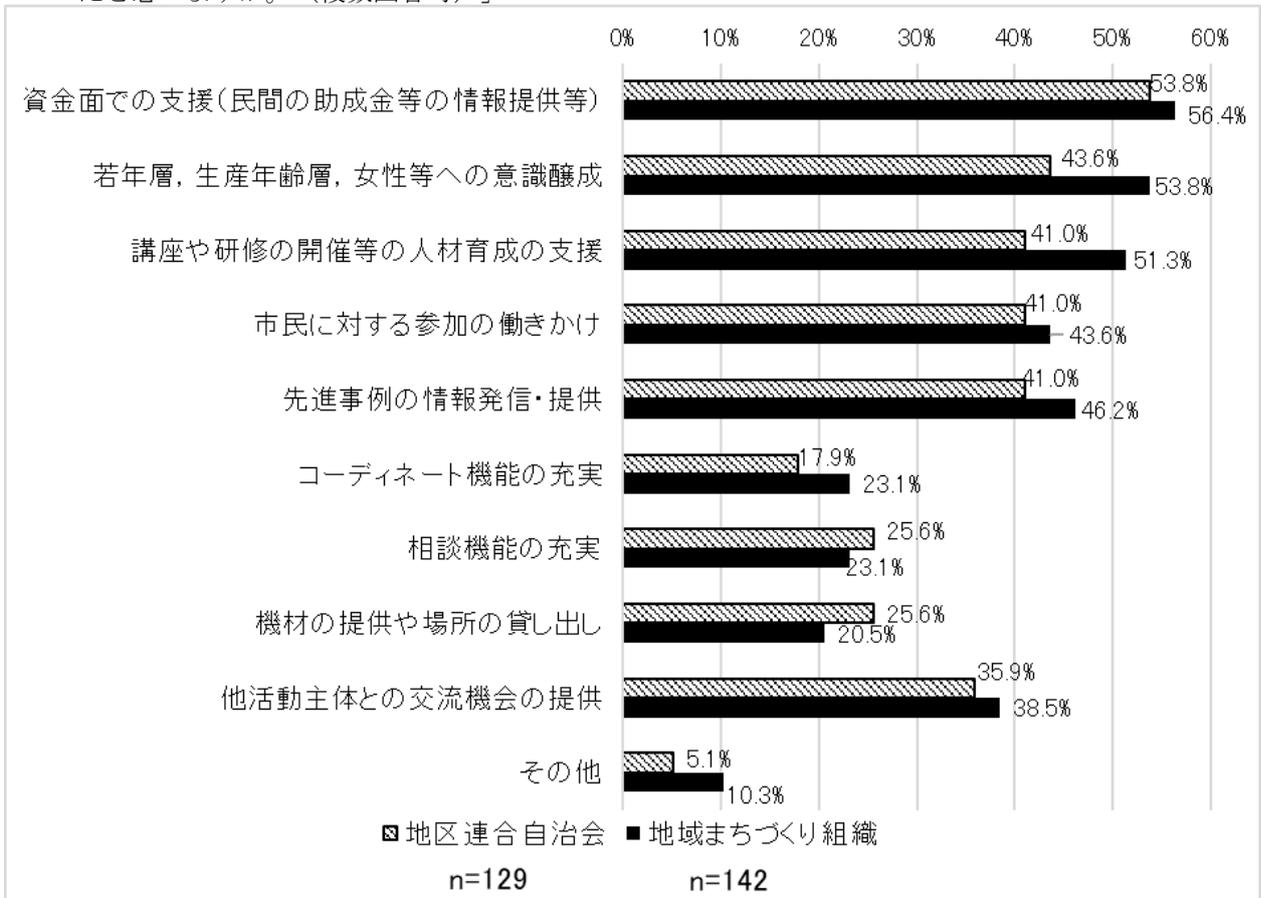


協働に関するアンケート調査(令和4年度)より抜粋

(I) 課題の解決を図るために行政に求める支援

地域活動団体が求める行政の支援については、「資金面での支援（民間の助成金等の情報提供等）」や「若年層，生産年齢層（15歳～64歳），女性等への活動の意識醸成」を求める割合が高くなっています。

[問 今後，活動主体の連携・協力（協働のまちづくり）を進めるために必要な行政の支援は何だと思いますか。（複数回答可）]



協働に関するアンケート調査（令和4年度）より抜粋

【課題】

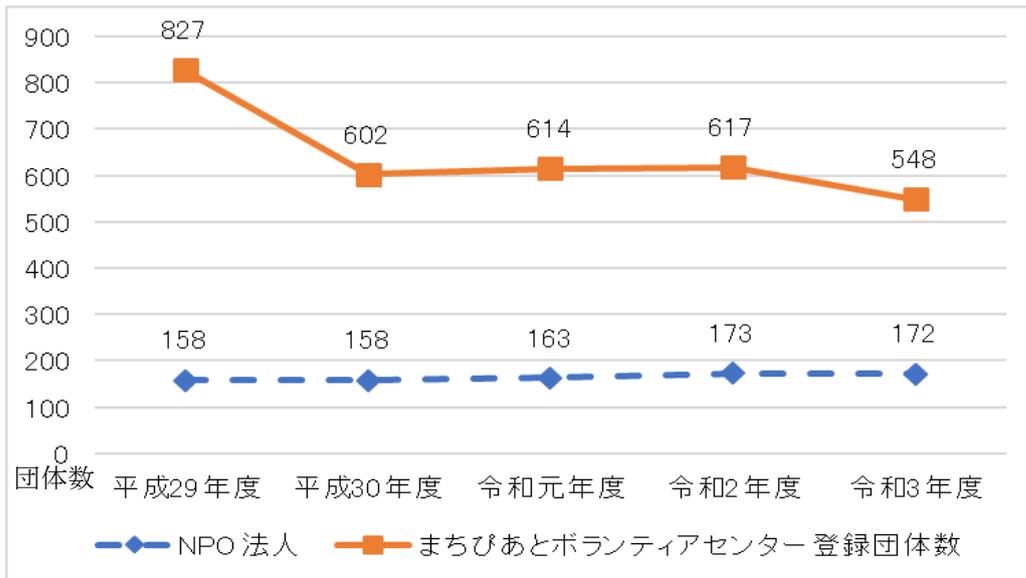
デジタルを活用することにより，今の時代に求められる団体運営や活動内容の見直しを行い，地域住民のまちづくり活動への関心を高め，多世代による支え合いや他団体との連携・協力，団体活動の活性化など，担い手の確保や役員の負担軽減などの課題解決につなげられるよう取り組んでいく必要があります。

(3) NPO

【現状】

ア NPO等の団体数

「まちぴあ」と「市社会福祉協議会ボランティアセンター」に登録している団体数は減少している一方で、NPO法人の登録件数は、増加傾向にあります。

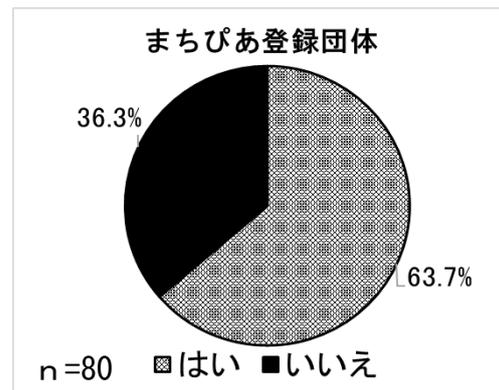
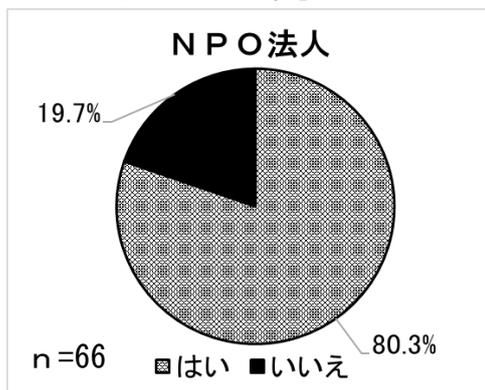


過去の団体数実績より みんなでまちづくり課作成

イ 他団体との連携・協力

NPOにおいては、他団体と「連携・協力して活動の幅を広げたい」という意向のある法人の割合が8割を超えており、高くなっています。

[問 今後、地域活動団体等（自治会、NPO、大学、行政等）と連携・協力して活動の幅を広げたいと思いますか。]



[問 「連携・協力して活動の幅を広げたい」と回答した団体にお聞きします。今後、連携して活動したい活動内容について教えてください。]

◆ **NPO法人：**
障がい者への理解啓発，高齢者へのICT指導，在住外国人の支援，不登校やいじめ対策 など

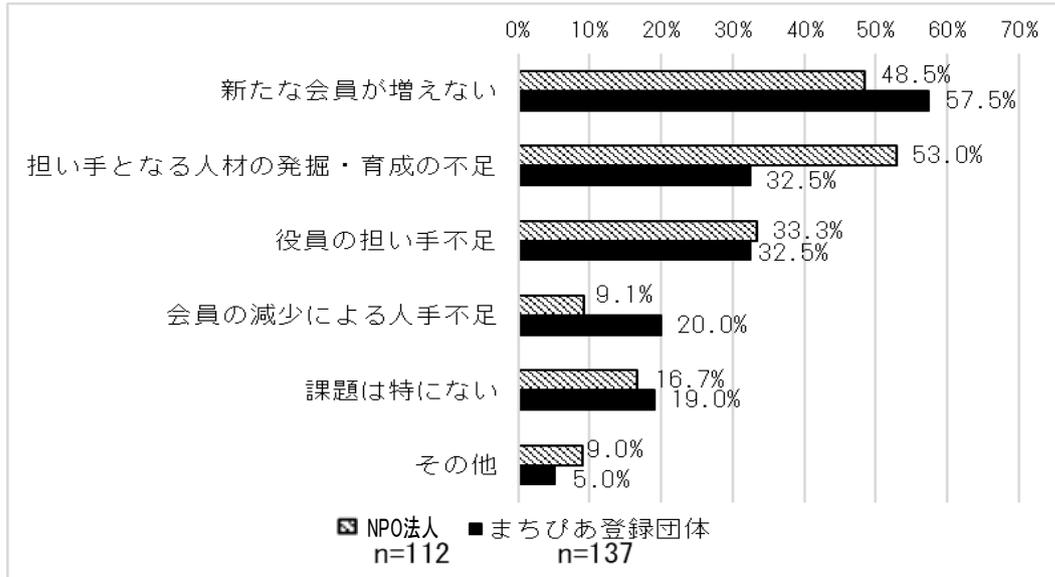
◆ **まちぴあ登録団体：**
フードバンク活動，地域防災のサポート，在住外国人との交流，子育て支援，不登校や引きこもり対策，生活困窮者支援 など

ウ 活動を進める上での課題

(7) 人材

NPO等の人材における課題については、「新たな会員が増えない」や「担い手となる人材の発掘・育成の不足」など、団体運営に必要となる担い手不足を不安視する団体の割合が高くなっています。

[問 貴団体が活動を進めるに当たり、「人材について」の課題を教えてください。
(3つまで回答可)]

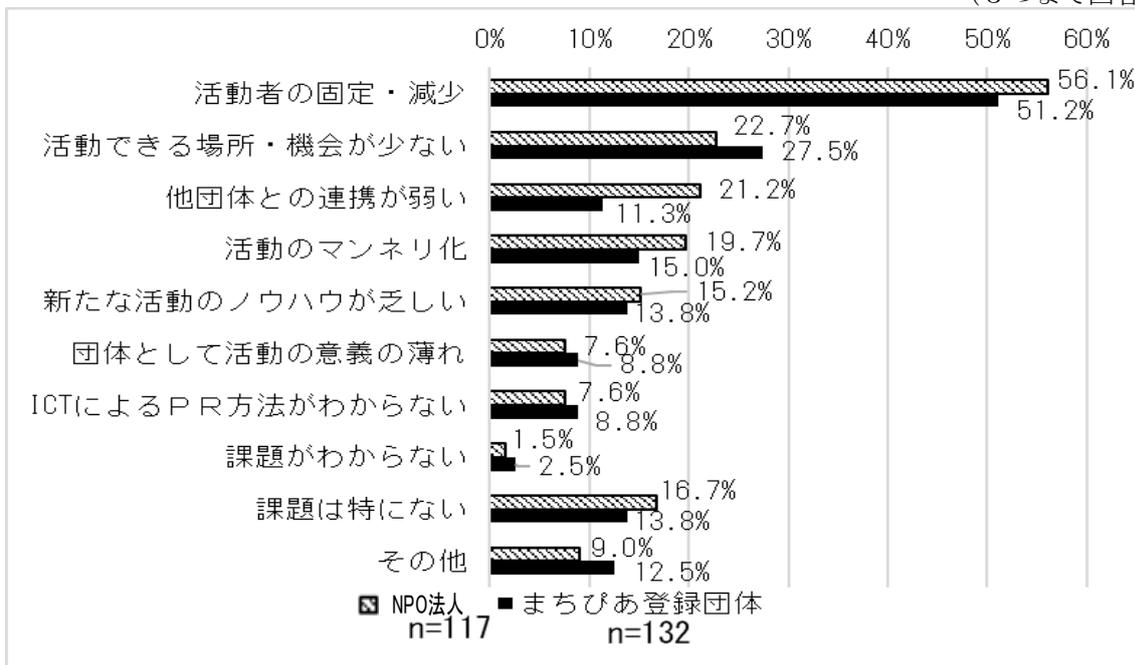


協働に関するアンケート調査（令和4年度）より抜粋

(イ) 活動

NPO等の活動における課題については、「活動者の固定・減少」や「活動できる場所・機会が少ない」など、活動の停滞を危ぶむ団体の割合が高くなっています。

[問 貴団体が活動を進めるに当たり、「活動について」の課題を教えてください。
(3つまで回答可)]

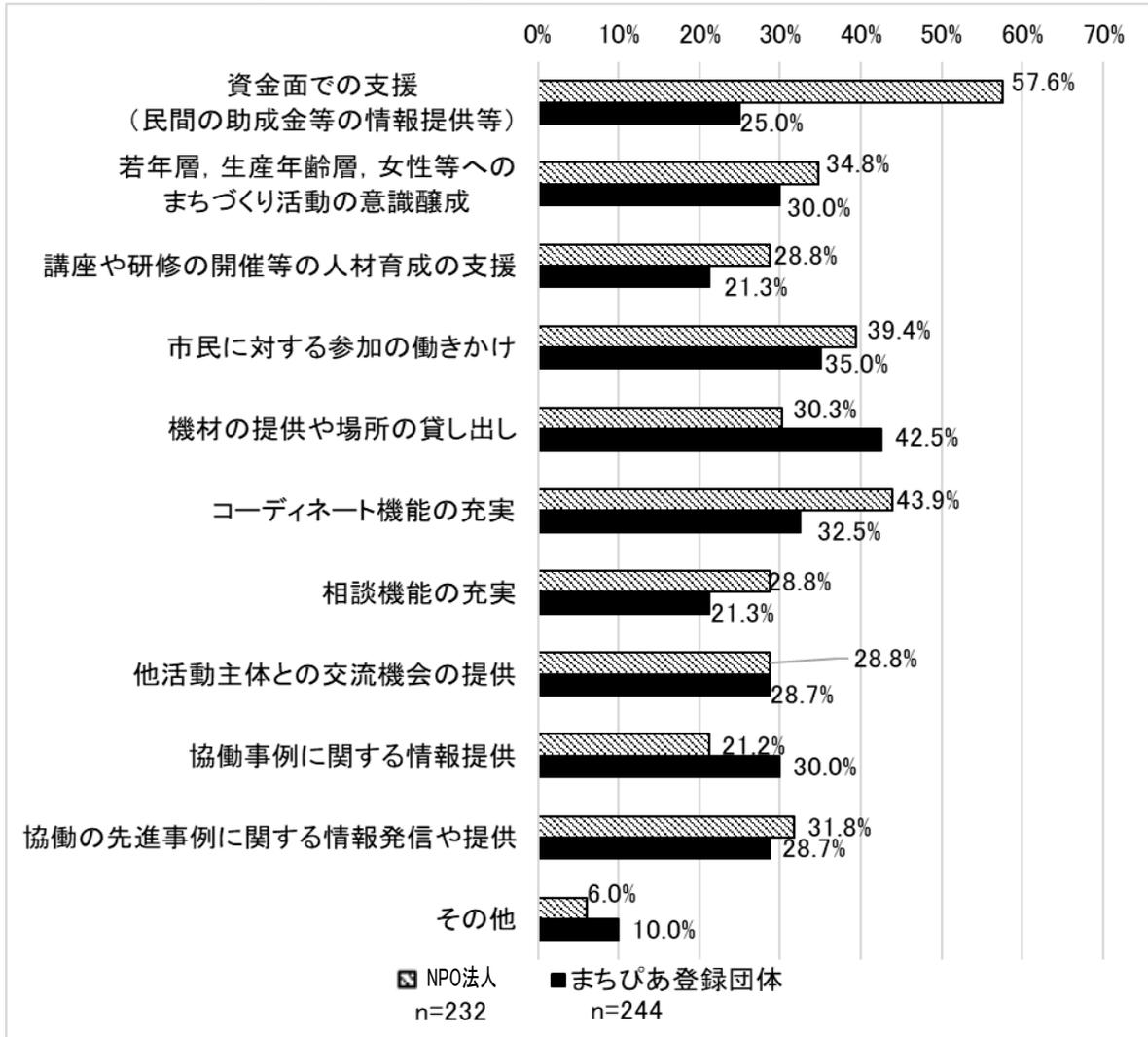


協働に関するアンケート調査（令和4年度）より抜粋

(ウ) 課題の解決を図るために行政に求める支援

NPO等が求める行政の支援については、「資金面での支援」や「コーディネート機能の充実」、「機材の提供や場所の貸し出し」などの割合が高くなっています。

[問 今後、活動主体の連携・協力（協働のまちづくり）を進めるために必要な行政の支援は何だと思いますか。（複数回答可）]



協働に関するアンケート調査（令和4年度）より抜粋

【課題】

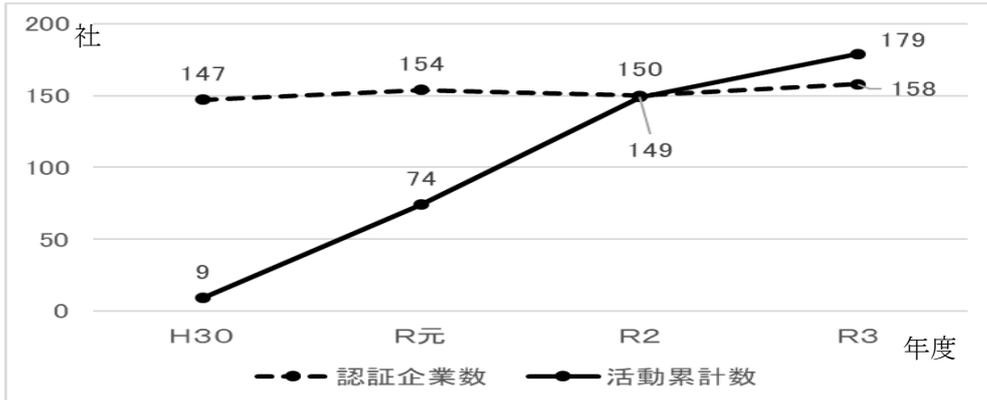
団体活動の活性化や担い手の確保・育成のほか、行政だけでは対応が難しくなっている「ヤングケアラー」や「貧困・孤立」などの公共的課題解決を図るため、NPO同士や他のまちづくり活動団体との連携支援などを強化する必要があります。

(4) 事業者

【現状】

ア CSR認証企業^{※7}数・活動累計数^{※8}

本市においては、一定の基準を満たした事業者を認証する「宇都宮CSR認証事業」を実施しており、事業活動とともに社会貢献活動（インターンシップ、公益的イベントの主催、寄附などの公共的活動）に取り組む事業者は横ばいで推移しています。

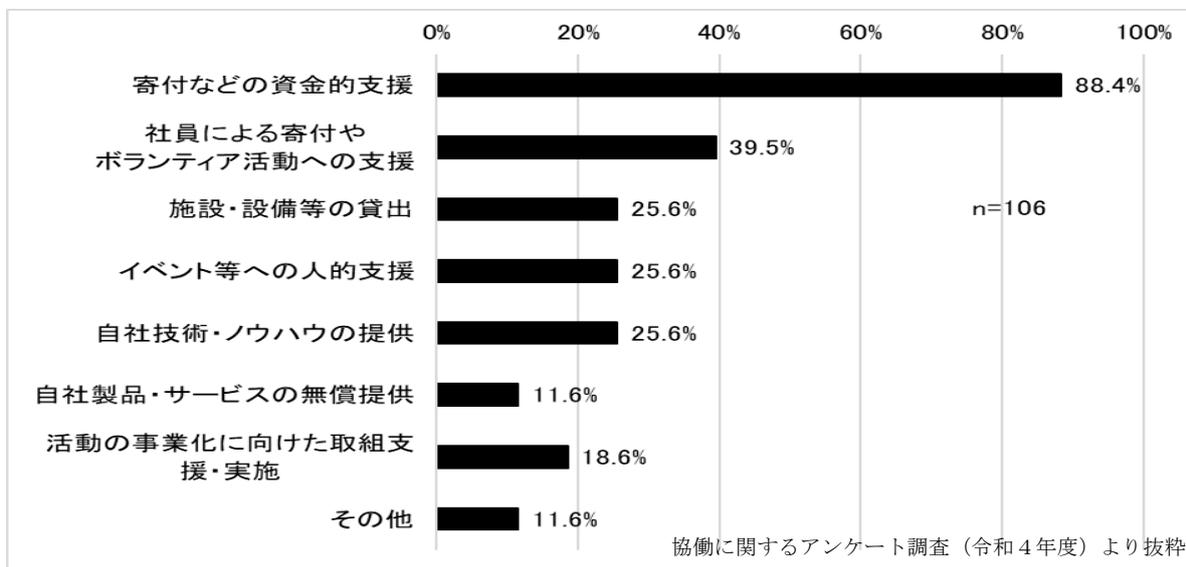


宇都宮市CSR推進協議会ウェブページより

イ 事業者の社会貢献活動

事業者における主な社会貢献活動の内容は、「寄附などの資金的支援」や「社員による寄附やボランティア活動への支援」となっています。

[問 貴社が取り組んでいる社会貢献活動の内容は何ですか。(複数回答可)]



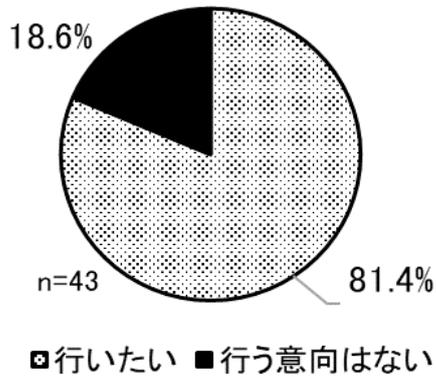
※7 CSR認証企業：「人づくり」「まちづくり」「環境」などのCSR活動に取り組む企業を「宇都宮まちづくり貢献企業」として認証し、様々な分野での活動を支援・推奨することによって、企業・市民・行政による協働のまちづくりを行っていくことを目的とした制度

※8 CSR活動累計数：CSR宇都宮サイトへの掲載活動累計数（実際の活動数とは異なる）

ウ 他団体との連携・協力

事業者において、他活動団体との連携・協力の意向は8割を超えており、高くなっています。

[問 貴社は、今後、地域活動団体等（自治会、NPO、大学、行政等）と連携・協力して活動を行いたいと思いますか。]



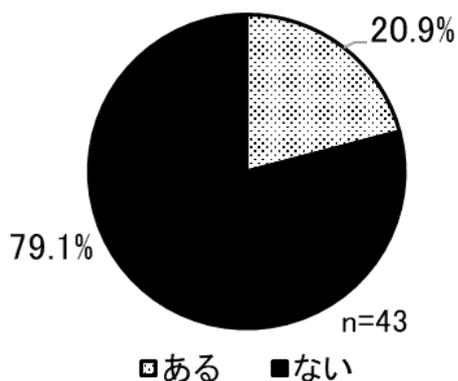
協働に関するアンケート調査（令和4年度）より抜粋

エ 公民連携事業

公民連携事業を実施したことがある事業者の割合は20.9%と低く、その理由は、「連携事業を行うイメージが分からない」が主なものとなっています。

○ 本市との公民連携事業の実施

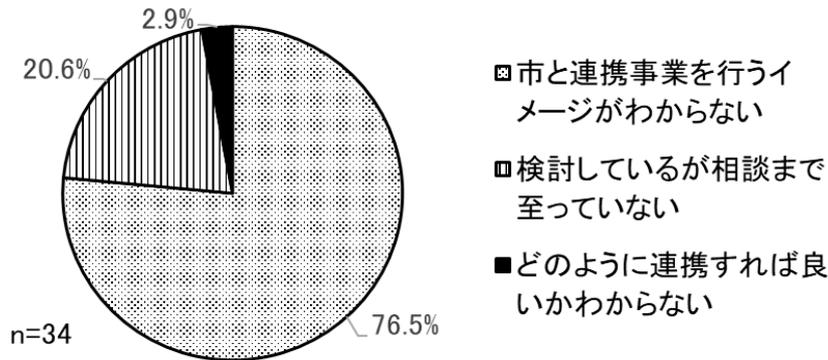
[問 貴社はこれまで、市と公民連携事業を実施したことはありますか。]



協働に関するアンケート調査（令和4年度）より抜粋

○ 本市と公民連携を実施していない理由

[問 「公民連携事業を実施したことがない」と答えた事業者にお聞きします。理由を教えてください。]

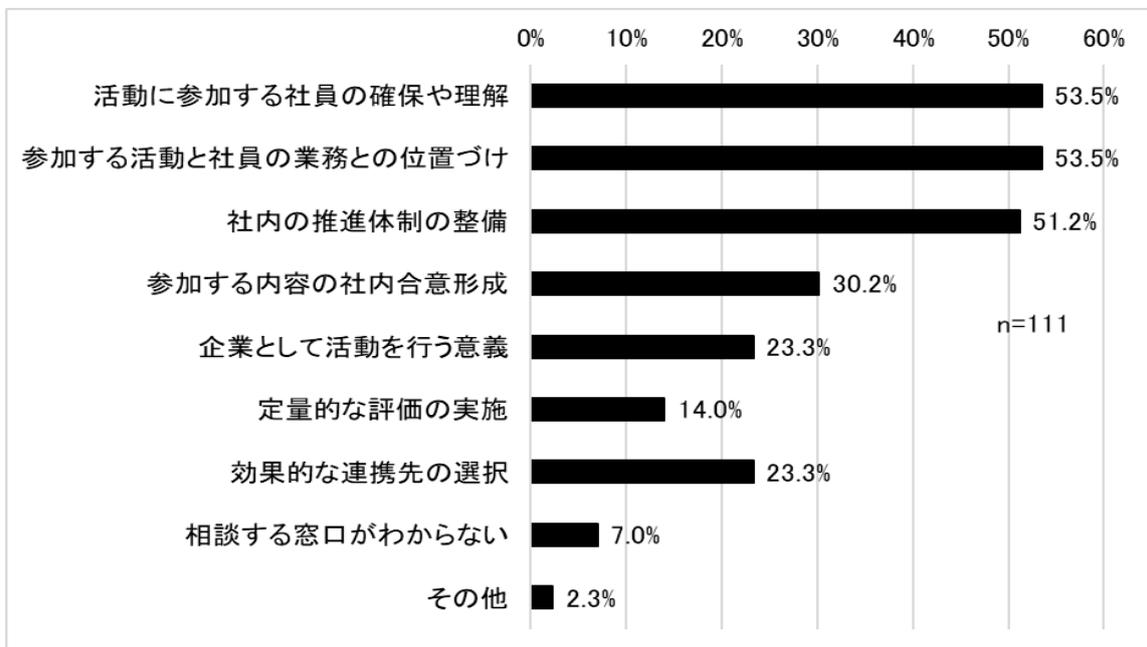


協働に関するアンケート調査（令和4年度）より抜粋

オ 社会貢献活動に取り組む上での課題

事業者の社会貢献活動に取り組む上での課題については、「活動に参加する社員の確保や理解」や「参加する活動と社員の業務との位置付け」「社内の推進体制の整備」の割合が高くなっています。

[問 貴社が社会貢献活動に取り組む上での課題は何ですか。（複数回答可）]

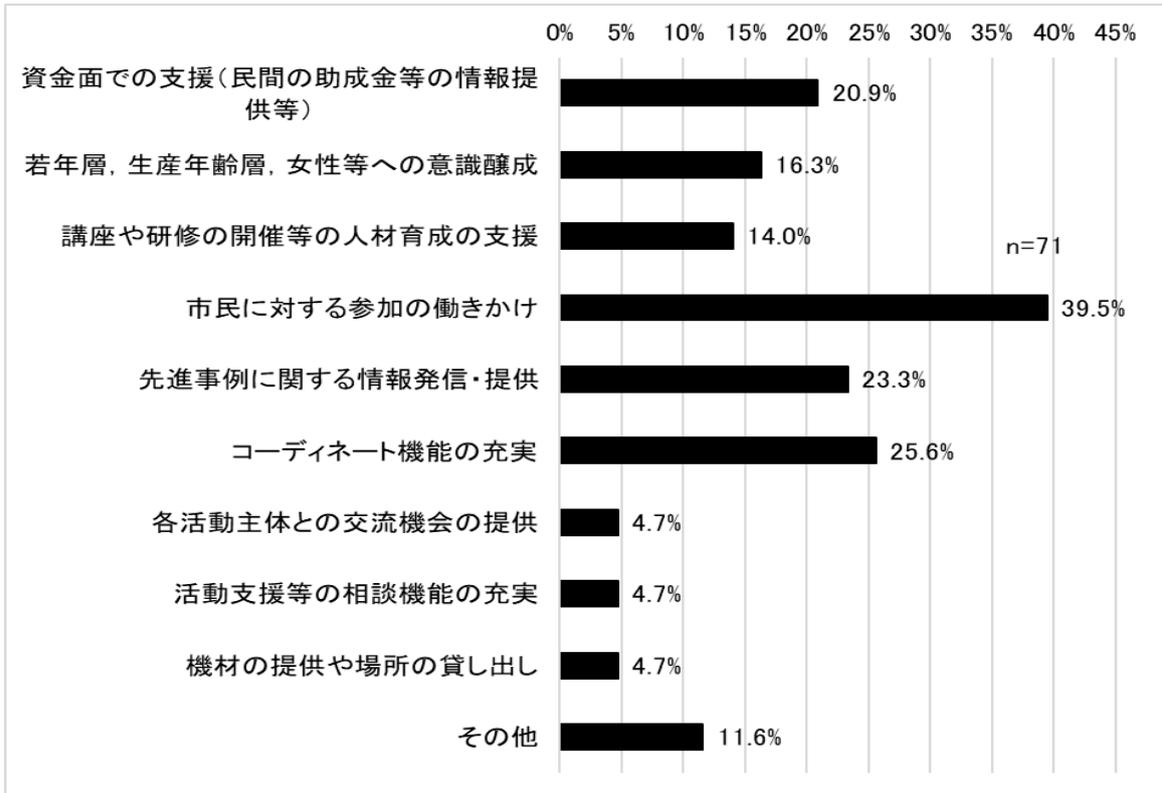


協働に関するアンケート調査（令和4年度）より抜粋

カ 課題の解決を図るために行政に求める支援

事業者が求める行政の支援については、「市民に対する参加の働きかけ」や「コーディネート機能の充実」「先進事例に関する情報発信・提供」を求める事業者の割合が高くなっています。

[問 今後、活動主体の連携・協力（協働のまちづくり）を進めるために必要な行政の支援は何だと思いますか。（複数回答可）]



協働に関するアンケート調査（令和4年度）より抜粋

【課題】

事業者のまちづくり活動への更なる参加促進・活動の活性化に向けて、協働意識の醸成をはじめ、公民連携事業等の周知、事業者同士や他のまちづくり活動主体との連携支援などを強化する必要があります。

(5) 高等教育機関

【現状】

ア 本市における市内大学との主な連携事業、運営支援等

連携大学	主な事業内容
宇都宮大学	地域プロジェクト演習（「陽東地域コミュニティ活性化プロジェクト」等）に係る学生グループの受け入れ及び調査研究への協力
宇都宮共和大学	スポーツイベント開催に伴う宇都宮市民への社会効果の指数化と行政評価への活用に関する共同研究
文星芸術大学	宇都宮市SDGs人づくりプラットフォームロゴマーク作成に係る運営支援

- ・ 本市と市内大学間では、包括連携等の協定に基づき、都市自治、教育文化振興、福祉、産業都市などの分野において、連携事業を展開しています。
- ・ 多様化する行政課題の解決に向け、大学の有する知的・人的資源を効果的に活用しながら、まちづくりに関する調査研究を実施し、本市の施策立案につなげています。

イ 大学生のまちづくり活動について

(7) まちづくり活動への参加のきっかけ

- ・ 大学生へのヒアリングでは、「SNSで活動内容等の情報収集ができる」「気軽に参加できる雰囲気がある」などが、活動参加のきっかけとなっています。
- ・ まちづくり活動に参加したい学生は多くいますが、「どこに相談して良いのか分からない」「活動の情報がない」などの理由で参加できない学生もいます。

(4) 活動継続のためのポイントとして

大学生からは、参加者としての立場に固定せず、主体的に活動に携わっていることでやりがいを実感できる場が求められており、このような場を創っていくことが、若者の活動に対する継続性や積極性につながります。

【課題】

学生をはじめとする若者が自発的かつ継続的にまちづくり活動に参加し、次世代のまちづくりの担い手となるよう、人材育成のための場やまちづくり活動の効果的な情報発信、連携・活動サポートの強化などに取り組んでいく必要があります。

3 これまでの取組と課題（前期計画の評価）

(1) これまでの計画の概要

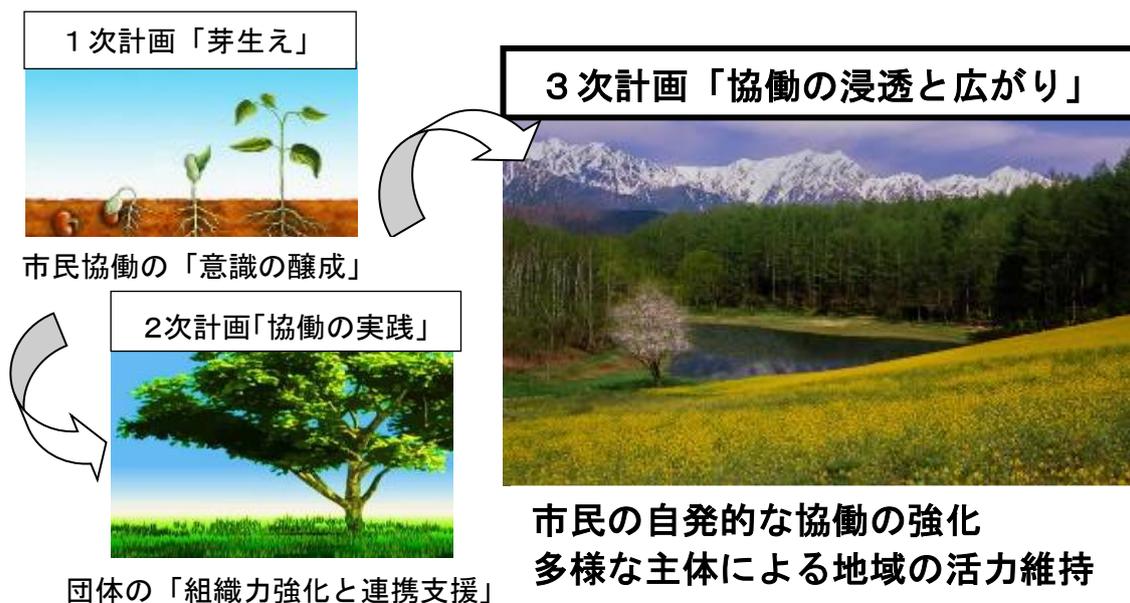
本市では、「市民協働」を今後の『うつのみや』の進むべき道を支える大きな礎として捉え、まちづくりを行っていく上での基本的な考え方として、平成16年度に「市民協働推進指針」を策定し、「情報共有」「意識醸成・人材育成」「参加・参画促進」「活動環境整備」「評価」を市民協働を進める上での5つの基本方針に決めました。

平成18年度には、市民協働が「芽生え」はじめていると捉え、「第1次市民協働推進計画」を策定し、「市民協働推進指針」の下、市民協働意識の醸成を図ることを中心に具体的な取組を進めました。

平成24年度には、「芽生え」の段階から「協働の実践」の段階に移行したと捉え、「第2次市民協働推進計画」を策定し、まちびあや地域行政機関による様々な支援に取り組んだことにより、市民活動団体や地域活動団体などが活躍するための「仕組み」や「体制づくり」を整えてきました。

平成30年度には、「協働の実践」の段階から「協働の浸透と広がり」の段階として、市民協働に自発的に取り組む意識が、市民一人一人にまで行き渡り、協働の活動が自然と生み出される新たな時代の潮流がまち全体に広がっている地域社会の実現を目指す「第3次市民協働推進計画」を策定し、「まちづくり活動応援事業」等の実施により、様々な世代の活動参加機会の創出や地域活動団体のまちづくり活動の活性化支援に取り組んでいるところです。

【市民協働推進計画のイメージ図】



(2) 基本目標ごとの評価と今後の取り組むべき課題

基本目標 1**地域社会の一員として自発的な協働意欲が形成されている**

- ・ 市民一人一人が地域社会の一員として自発的にまちづくり活動に取り組んでいけるよう、デジタル等を活用した市民協働の意識の浸透を図る啓発事業に取り組みます。
- ・ 将来にわたり、協働意識が広く行き渡るよう、長期的な視点に立ち次世代を担う若者を対象にした協働意識の啓発事業に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 地域活動団体、NPO、事業者等を対象とした「まちづくり活動応援事業」の説明会の開催や、地域行政機関職員による「まち活応援隊」の設置など、事業の普及啓発や活用支援を行いました。
- ・ 「青少年対象事業」や「コミュニティボランティア体験事業」など、若者のまちづくり活動の関心を高める学習や講座を実施したほか、交流会を開催し、学生に対しボランティア情報を発信しました。

【評価】

- ・ 「まちづくり活動応援事業」については、地域やNPO等に対し、積極的な登録推進活動に取り組んだ結果、登録者数は年々増加しましたが、コロナ禍での活動休止、縮小等の影響により、目標値には達していません。
- ・ まちぴあや生涯学習センターにおいて、コロナ禍であってもオンライン等を活用した、若者向けまちづくり関連啓発講座や交流会を実施することにより、若者のまちづくり活動への関心を高めることができました。

【課題】

「まちづくり活動応援事業」を活用し、市民への協働意識の普及啓発を図るとともに、若者の協働意識を啓発するため、デジタル等を活用した更なる体験機会の創出や、高校や大学を通じた若者のまちづくり活動への参加促進などの取組を検討していく必要があります。

基本目標 2

まちづくり活動へ参加しやすい機会と環境が充実している

様々な世代の多くの市民が、「できる範囲で・気軽に・ゆるやか」にまちづくり活動へ参加できるよう、「身近な活動の機会や内容等の情報を簡単に入手できる仕組みの構築」や「参加しやすい環境の充実」に取り組みます。

【主な取組】

- ・ シニア世代を対象とした「地域デビュー講座」を開催するなど、地域ボランティアや人との交流を行いました。
- ・ まちびあのフェイスブックやブログ等を活用し、まちづくり活動情報を定期的に発信することにより、多くの方にまちづくり活動団体や活動内容の周知を行いました。



▲釜川コケ落とし大作戦(まちびあ)

【評価】

- ・ 「まちづくり活動応援事業」のシステム運用開始や「地域デビュー講座・地域学講座」の開催など、様々な世代の多くの市民がまちづくり活動へ参加する機会を創出したことにより、活動数の増加につなげることができました。
- ・ 「まちづくり活動応援事業」への活動情報登録数は年々増加しているところですが、活動分野や活動内容など、登録団体の固定化が見られます。



▲「支え合い隊」の活動(西原地域支え隊)

【課題】

多くの市民のまちづくり活動への参加機会を確保していくため、「まちづくり活動応援事業」に対する登録団体のニーズや課題等を把握した上で、運用の見直しを行う等、様々な団体の事業参加や登録促進を図る必要があります。

基本目標3

まちづくり活動団体の活力が維持されている

- ・ まちづくり活動団体の自律（立）・発展・継続につながるよう，団体に応じた活動支援を行うとともに，活動の担い手の育成・発掘に取り組みます。
- ・ 市民生活において最も重要な存在である自治会をはじめ，地域活動団体の活力が維持できるよう，「活動の見える化」を促進する新たな仕組みの構築に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 「市民活動助成金制度」において，まちづくり活動に要する費用の一部を助成するとともに，募集期間の延長やスタート支援における助成額の上限変更などにより，NPO等の活性化・自立化の促進を図りました。



▲歳末チャリティ餅つき大会(西地区まちづくり推進委員会)

- ・ 団体運営に係る講座の開催とともに，団体活動への支援制度の活用促進により，地域活動団体等の自立や継続に向けた支援を行いました。
- ・ 「SDGs勉強会」や「SNS活用講座」などのテーマ型勉強会を開催することにより，地域活動団体等の団体運営に関する意識醸成を図りました。

【評価】

- ・ NPOなどの団体運営に係る講座や説明会の開催，自治会等への運営・活動支援などに取り組んだ結果，地域活動団体等の自立・発展・継続につながる支援の強化や，活力の保持に寄与することができました。
- ・ 高齢者単身世帯の増加（65歳以上人口の増加と世帯人員の少数化の加速）や自治会との関わりの少ない「集合住宅入居世帯」の増加などから，自治会加入率は減少傾向にあります。

【課題】

まちびあと連携しながら，NPO等の活動団体に対する運営支援を強化するとともに，地域活動団体の機能強化等に取り組むほか，自治会への加入促進や活動の活性化に向けた支援強化を図る必要があります。

基本目標4

まちづくり活動主体の連携・協力が広がっている

まちづくり活動主体が、それぞれの適切な役割分担の下で活躍できるよう、事業者や高等教育機関等の新たな担い手のまちづくりへの参加を促進するとともに、地域活動団体とNPO等との更なる連携の強化など、まちづくり活動主体間のコーディネート機能の向上に取り組めます。

【主な取組】

- ・ 地域活性化や健康増進、高齢者支援など、事業者と市が協働し、市民サービスの向上等を図ることを目的とした包括連携協定を締結しました。
- ・ 本市のDX推進や執務環境の改善など、特定の課題解決を目的とした個別協定を締結しました。
- ・ 「大学生によるまちづくり提案」では、本市のまちづくりに対する意見を提案する機会を提供したほか、宇都宮大学の提供講義を対面授業とオンライン授業のハイブリッド型で実施するなど、学生のまちづくりへの興味関心を喚起しました。



▲あそび初め(まちびあ)

【評価】

- ・ 令和2年度の「みや・公民連携デスク」新設に伴う効果的な公民連携の運用や、市内大学との連携による調査研究・政策立案に取り組んだ結果、事業者との包括連携協定数や事業者からの相談件数が増加するなど、行政と事業者等の連携強化を図ることができました。
- ・ 事業者の公民連携事業に対する認知は徐々に広がりつつありますが、公民連携のイメージがつかない事業者も少なくありません。

【課題】

事業者等の民間活力の活用促進や地域内におけるまちづくり活動主体間の連携に関する情報発信を行うとともに、まちづくり活動主体間の更なる連携に向け、支援機関のコーディネート機能の強化を図る必要があります。

4 課題の総括と対応の方向性

(1) 市民協働の推進に向けた取り組むべき課題の整理

ア 各まちづくり活動主体の課題

市民	身近な地域活動の取組情報の発信
地域活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の確保 ・ 役員の負担軽減 など
NPO	他のまちづくり活動主体との連携支援など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民連携事業等の周知 ・ 他のまちづくり活動主体との連携支援
高等教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成 ・ 効果的な情報発信 ・ 連携・活動サポートの強化 など

イ 前期計画からの課題

基本目標 1	「まちづくり活動応援事業」を活用し、市民への協働意識の普及啓発を図るとともに、若者の協働意識を啓発するため、デジタル等を活用した更なる体験機会の創出や、高校や大学を通じた若者のまちづくり活動への参加促進などの取組を検討していく必要があります。
基本目標 2	多くの市民のまちづくり活動への参加機会を確保していくため、「まちづくり活動応援事業」に対する登録団体のニーズや課題等を把握した上で、運用の見直しを行う等、様々な団体の事業参加や登録促進を図る必要があります。
基本目標 3	まちぴあと連携しながら、NPO等の活動団体に対する運営支援を強化するとともに、地域活動団体の機能強化等に取り組むほか、自治会への加入促進や活動の活性化に向けた支援強化を図る必要があります。
基本目標 4	事業者等の民間活力の活用促進や地域内におけるまちづくり活動主体間の連携に関する情報発信を行うとともに、まちづくり活動主体間の更なる連携に向け、支援機関のコーディネート機能の強化を図る必要があります。

(2) 重点的に取り組むべき課題の総括と対応の方向性

まちづくり活動主体の現状や、前期計画から導き出した課題等を踏まえ、全体の整理を行い、重点的に取り組む課題を導出しました。

ア まちづくり活動を支える多様な人材発掘・育成

- ・ 自治会をはじめとする地域活動団体やNPOなど、まちづくり活動主体における新たな担い手の発掘・育成を行います。
- ・ 若者、退職後のシニア、女性、外国人など、対象に応じたまちづくり活動への意識醸成や活動への参加機会の創出を図っていきます。

イ 多様なまちづくり活動主体の連携・協力体制の強化

- ・ 防災や地域福祉、環境分野等の公共的課題に対応するため、包括連携協定など、NPOや事業者等の民間活力を活用する連携・協力体制を強化することにより、共に支え合う社会を構築していきます。
- ・ まちづくり活動主体の活力維持を図るため、多様な主体が関わる機会の創出や、各主体の「見える化」、まちぴあ等のコーディネート機能の強化などに取り組むことにより、まちづくり活動主体同士の連携・協力体制を強化していきます。

ウ デジタルを活用したまちづくり活動等の活性化

- ・ 自治会役員等の負担軽減や地域活動への参加者・担い手を確保するため、デジタルを活用した効率的な団体運営の検討を行い、自治会等の地域活動団体の維持や地域活動の活性化を図っていきます。
- ・ 誰もが気軽にまちづくり活動に参加できる機会を提供するため、SNSやオンライン等のデジタルによる団体や活動に関する情報発信のほか、デジタルを活用した活動を充実させることで、まちづくり活動等の活性化を図っていきます。

第3章 計画の基本理念と目標

1 計画の基本理念

本市の将来を見据え、人口減少・少子超高齢化の進行などに対応し、まちの活力を維持していけるよう、市民・地域活動団体・NPO・事業者・高等教育機関、行政などのまちづくり活動主体が適切な役割分担の下、「市民の自発的な協働の強化」や「多様なまちづくり活動主体による地域の活力の維持」に取り組む、本計画の基本理念を以下のとおり掲げます。

いつまでも かがやき つながり 支えあう

「協働のまちうつのみや」の実現

○ 「いつまでも かがやき」

まちづくり活動主体が各々の役割を理解し、いつまでも活躍しているまちを目指します。

○ 「つながり 支えあう」

まちづくり活動主体が共に力を合わせ、お互いの特性や能力を出し合って相互に補完（支え合う）し合えるまちを目指します。

○ 「協働のまちうつのみや」

まちづくり活動主体が自発的に、うつのみやの市民協働のまちづくりを担い合っている社会の実現を目指します。

2 目指すべき姿

市民協働に自発的に取り組む意識が、市民一人一人にまで行き渡り、協働の活動が自然と生み出される新たな時代の潮流が、まち全体に広がっている地域社会の実現を目指していきます。

市民協働の意識が浸透し、活動が広がっているまち

3 計画の基本目標

計画の基本理念の実現に向け、4つの基本目標を設定し、各種施策・事業に取り組みます。

【基本目標1】

地域社会の一員として自発的な協働意欲が形成されている

(施策の方向性)

- ・ デジタル等を活用し、ターゲットに応じた周知啓発による協働意識の醸成
- ・ 体験機会や研修等を通じた、多様な人々の協働意識の啓発

【基本目標2】

まちづくり活動へ参加しやすい機会と環境が充実している

(施策の方向性)

- ・ まちづくり活動の担い手となる人材の発掘・育成につながる生涯学習等の推進
- ・ デジタル等を活用した、多様な人々がまちづくり活動に参加しやすい仕組みの構築

【基本目標3】

まちづくり活動団体の活力が維持されている

(施策の方向性)

- ・ 地域社会を支え合う多様なまちづくり活動主体同士の連携・協力による地域活動団体の組織力強化などにつながる取組の推進
- ・ 発掘、育成した人材や生涯学習の成果をまちづくり活動へとつなげる仕組みの創出
- ・ 地域コミュニティの根幹を成す、地域活動団体へのデジタル化等の支援

【基本目標4】

まちづくり活動主体の連携・協力が広がっている

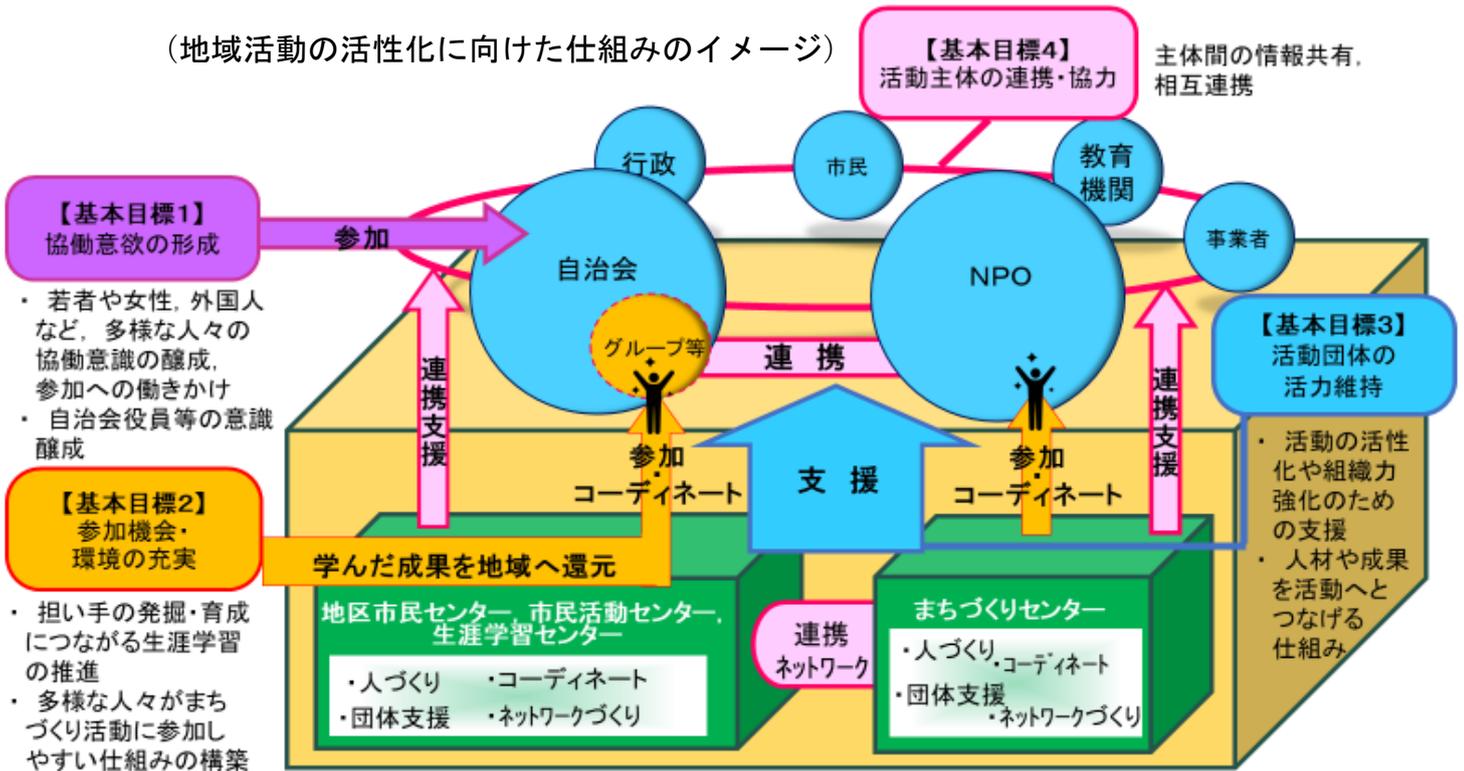
(施策の方向性)

- ・ 適切な役割分担の下での、NPOや事業者等との連携強化
- ・ まちびあや地域行政機関等による地域課題の解決に向けたコーディネート機能の強化
- ・ まちびあや地域行政機関、各種まちづくり活動団体、関係機関との情報共有、役割分担、相互連携などのネットワークづくりの推進

【参考：地域活動の活性化に向けた仕組みづくり】

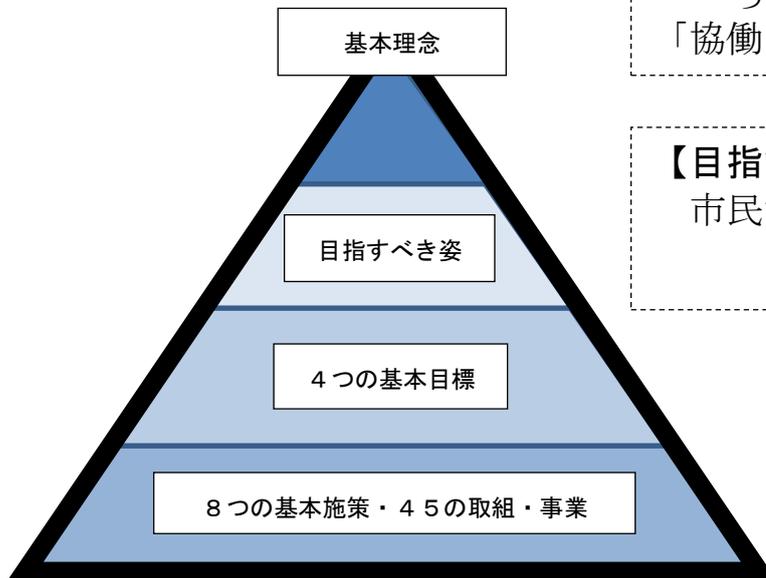
基本目標の達成に向け、「若者や女性，外国人などのまちづくり活動への参加」や「担い手の発掘・育成」，「団体の支援」など，それぞれの事業に取り組むことにより，各地域の実情に合った「地域活動の活性化に向けた仕組み」が構築され，活動主体が連携した「市民協働のまちづくり」を推進していきます。

(地域活動の活性化に向けた仕組みのイメージ)



第4章 施策の展開

1 施策の体系



【基本理念】

いつまでも かがやき
つながり 支えあう
「協働のまちうつのみや」の実現

【目指すべき姿】

市民協働の意識が浸透し、
活動が広がっているまち

基本目標	基本施策
基本目標 1 地域社会の一員として自発的な協働意欲が形成されている	1-1 協働を促進する意識づくり
基本目標 2 まちづくり活動へ参加しやすい機会と環境が充実している	2-1 参加しやすい機会の提供 2-2 参加しやすい環境の充実
基本目標 3 まちづくり活動団体の活力が維持されている	3-1 団体同士の連携・協力の機会創出 3-2 団体の育成・強化
基本目標 4 まちづくり活動主体の連携・協力が広がっている	4-1 民間活力の活用促進 4-2 コーディネート機能強化 4-3 ネットワークづくり

2 基本施策ごとの取組

基本目標1：地域社会の一員として自発的な協働意欲が形成されている

- ・ デジタル等を活用し、ターゲットに応じた周知啓発による協働意識の醸成
- ・ 体験機会や研修等を通じた、多様な人々の協働意識の啓発

【基本施策1-1】協働を促進する意識づくり

取組番号	取組・事業名	事業概要
1	【重点・拡充】 まちづくり活動参加に向けた意識改革	<p>【事業目的】</p> <p>世論調査の結果において「参加したいとは思わない」（令和3年度25%）と回答した層や、女性や外国人など多様な人々に対し、まちづくり活動に対する意識改革を図ります。</p> <p>【事業内容】</p> <p>まちづくり活動への無関心層をはじめ、多様な人々への体験講座の開催や、SNS等を活用した先進活動事例の発信等に取り組みます。</p>
2	【重点・拡充】 時代に即した自治会加入の啓発	<p>【事業目的】</p> <p>ライフスタイルの変化や価値観の多様化に柔軟に対応し、未加入者に対する加入促進や高齢者の退会防止を図ります。</p> <p>【事業内容】</p> <p>子どもの就学時や大学・専門学校等入学時など、幅広い世代への機会を捉えた周知啓発を行うとともに、自治会長等の意識醸成に向けたシンポジウムや研修会等の開催の支援に取り組みます。</p>
3	【重点・新規】 女性や女性団体のまちづくり活動への参加意識の啓発 (男女共同参画課・みんなでまちづくり課)	<p>【事業目的】</p> <p>自治会活動をはじめとする、まちづくり活動における女性や女性団体の活躍促進を図ります。</p> <p>【事業内容】</p> <p>地域活動団体等に対し「男女共同参画・女性活躍」の意識を醸成していくほか、女性活躍の事例集の作成や事例発表の場などを積極的に活用し、周知・啓発に取り組みます。</p>
4	【重点・新規】 外国人のまちづくり活動への参加意識の啓発 (国際交流プラザ・みんなでまちづくり課)	<p>【事業目的】</p> <p>市内在住の外国人のまちづくり活動参加への関心を高めるとともに、地域活動団体等に対し、外国人と協力した活動の実施など、多文化共生への意識の向上を図ります。</p> <p>【事業内容】</p> <p>外国人のまちづくり活動への参加意識の啓発に取り組みます。</p>

取組番号	取組・事業名	事業概要
5	まちづくり活動 応援事業	<p>【事業目的】 まちづくり活動への参加促進と活動の活性化を図ります。</p> <p>【事業内容】 スマートフォンアプリやホームページを活用した「まちづくり活動応援事業」により、地域活動団体やNPOの活動情報の発信に取り組むとともに、活動参加者にポイントを付与します。</p>
6	【新規】 まちづくりへの意識を高める学習の推進 (生涯学習課・みんなでまちづくり課)	<p>【事業目的】 まちづくり活動の新たな担い手確保につなげるため、多様な人々のまちづくり活動への参加意識の向上を図ります。</p> <p>【事業内容】 自治会活動等の地域まちづくりについて知る機会や、防災、安心・安全、地域共生など、まちづくりに関するテーマにより、地域で互いに支え合う意識を高める生涯学習講座等の企画に取り組みます。</p>
7	青少年対象事業 (生涯学習課)	<p>【事業目的】 ボランティア体験等を通して、青少年の道徳心や規範意識等の醸成を図ります。</p> <p>【事業内容】 各種団体等と連携した事業など、多様化する青少年のライフスタイルや学習ニーズに対応した講座の開催に取り組みます。</p>
8	【新規】 共生のころを はぐくむプロモーション事業 (保健福祉総務課)	<p>【事業目的】 地域共生社会の実現に向け、共生のころをはぐくむ人づくりの推進を図ります。</p> <p>【事業内容】 市民参加型のイベントやワークショップの実施のほか、様々な媒体（ホームページ、SNS、YouTube等）を活用した周知・啓発に取り組みます。</p>
9	宇都宮ブランド戦略における市民参加型事業 (人口対策・移住定住推進室)	<p>【事業目的】 宇都宮ブランド戦略を推進し、郷土愛や住民意識の醸成を図ります。</p> <p>【事業内容】 ブランドメッセージ「住めば愉快だ宇都宮」を活用し、市民自らによる本市の魅力発信の推進に取り組みます。</p>

	R3	R9
【活動指標】 生涯学習センター等における講座の受講者数	14,026人	50,000人

基本目標2：まちづくり活動へ参加しやすい機会と環境が充実している

- ・ まちづくり活動の担い手となる人材の発掘・育成につながる生涯学習等の推進
- ・ デジタル等を活用した、多様な人々がまちづくり活動に参加しやすい仕組みの構築

【基本施策2-1】参加しやすい機会の提供

取組番号	取組・事業名	事業概要
10	【重点・新規】 地域における女性リーダー育成 (男女共同参画課)	<p>【事業目的】 男女が共に政策や方針などの意思決定の場に参画できるように、地域や団体等で活躍する女性リーダーの育成を図ります。</p> <p>【事業内容】 男女共同参画推進センター「アコール」等において、講座や交流会等の開催に取り組みます。</p>
11	【再掲】 まちづくり活動応援事業	<p>【事業目的】 まちづくり活動への参加促進と活動の活性化を図ります。</p> <p>【事業内容】 スマートフォンアプリやホームページを活用した「まちづくり活動応援事業」により、地域活動団体やNPOの活動情報を発信に取り組みるとともに、活動参加者にポイントを付与します。</p>
12	【拡充】 活動体験機会の提供	<p>【事業目的】 若者やシニア世代等に対し、まちづくり活動への参加促進を図ります。</p> <p>【事業内容】 まちぴあによる幅広い世代を対象とした体験講座等の開催に取り組みます。</p>
13	【新規・再掲】 まちづくりへの意識を高める学習の推進 (生涯学習課)	<p>【事業目的】 自治会活動等のまちづくりについて知る機会や地域で互いに支え合う意識を高める学習の推進を図ります。</p> <p>【事業内容】 自治会をはじめとする地域まちづくり活動や地域共生社会の意識を高める学習機会の提供に取り組みます。</p>

【基本施策2-2】参加しやすい環境の充実

取組番号	取組・事業名	事業概要
14	【新規】 地域イベント等参加促進支援事業 （保健福祉総務課）	【事業目的】 地域共生社会の構築に向け、市民の市民活動参加への誘導や、住民同士の支え合いの促進を図ります。 【事業内容】 地域住民同士の絆づくりの創出に向け、社会資源とのマッチングを行う仕組みを構築するなど、支え合いによる地域づくりへの支援に取り組みます。
15	【重点・新規】 「宮デジサポーター」養成事業 （スーパースマートシティ推進室）	【事業目的】 デジタルデバインドへの対応として、スマートフォンの基礎的な操作方法などについて、正しい知識を習得できる環境の充実を図ります。 【事業内容】 スマートフォンの基礎的な操作方法などについて教えることができる「宮デジサポーター」を養成し、日常生活や所属する地域活動団体等の普段の活動の中で、高齢者などに対して、スマートフォンに関する正しい知識や技術の伝達、支援などに取り組みます。
16	【重点・新規】 外国人のまちづくり活動への参加促進（国際交流プラザ・みんなでまちづくり課）	【事業目的】 外国人のまちづくり活動への参加促進を図ります。 【事業内容】 外国人住民のうち日本人との交流意欲の高い住民に、地域の構成員として様々なまちづくり活動に参加してもらうための仕組みづくりに取り組みます。
17	【新規】 新たな担い手確保に向けた人材育成（生涯学習課・みんなでまちづくり課）	【事業目的】 生涯学習講座等で学んだ市民がその成果を地域で実践することにより、地域コミュニティの活性化を図ります。 【事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ まちびあや地域行政機関等において、生涯学習講座等で学んだ市民が、実際の地域活動やNPO活動などに生かすことができる仕組みづくりに取り組みます。 ・ 地域行政機関においては、生涯学習センター（人づくり）と地区市民センター等（まちづくり）の両機能を生かした仕組みの検討に取り組みます。

取組番号	取組・事業名	事業概要
18	多様な活動主体への支援 (まちびあ)	<p>【事業目的】 NPOや事業者等のまちづくり活動の促進や、市民活動団体における活動の活性化を図ります。</p> <p>【事業内容】 まちびあにおいて、各まちづくり活動主体からの活動参加や参加者確保のための相談支援とともに、活動資金となる助成金募集や活動情報の発信に取り組みます。</p>
19	多様な活動主体への支援 (地域行政機関)	<p>【事業目的】 市民が気軽にまちづくり活動に参加できるよう、まちづくり支援担当者による相談、支援等の充実を図ります。</p> <p>【事業内容】 地域行政機関において、地域のニーズを踏まえ、寄り添いながら、各まちづくり活動主体からの活動参加への相談支援や活動情報の発信に取り組みます。</p>
20	高齢者等地域活動支援ポイント事業 (高齢福祉課)	<p>【事業目的】 高齢者等の社会活動への参加促進を図ります。</p> <p>【事業内容】 介護保険施設等での支援活動などの「地域貢献活動」や「健康づくり活動」に対しポイントを付与し、貯めたポイントを活動奨励物品への交換やボランティア団体等への寄付に充てるシステムの活用推進に取り組みます。</p>
21	【新規】 「うつのみやデジタルスクエア」の活用促進 (スーパースマートシティ推進室)	<p>【事業目的】 「地域活動団体」を主な対象として、デジタルへの興味・関心を高め、デジタル化に係る交流を生み出す場などの創出を図ります。</p> <p>【事業内容】 Webサイト上でデジタルを活用した様々な取組を学ぶことができる機会やデジタル専門家に相談できる機会の提供に加え、デジタル専門家の地域への派遣支援やセミナー等の開催に取り組みます。</p>
22	地域集会所等建設費補助	<p>【事業目的】 地域コミュニティ活動の拠点となる集会所整備の促進と充実を図ります。</p> <p>【事業内容】 自治会等が所有する地域集会所等建設費の補助に取り組みます。</p>

	R3	R9
【活動指標】 まちづくり活動応援事業活動参加者数	3,825人	11,000人
【活動指標】 まちづくり活動応援事業登録活動数	1,254件	2,800件

基本目標3：まちづくり活動団体の活力が維持されている

- ・ 地域社会を支え合う多様なまちづくり活動主体同士の連携・協力による地域活動団体の組織力強化などにつながる取組の推進
- ・ 発掘・育成した人材や生涯学習の成果をまちづくり活動へとつなげる仕組みの創出
- ・ 地域コミュニティの根幹を成す、地域活動団体へのデジタル化等の支援

【基本施策3-1】団体同士の連携・協力の機会創出

取組番号	取組・事業名	事業概要
23	【再掲】 まちづくり活動応援事業	<p>【事業目的】 まちづくり活動への参加促進と活動の活性化を図ります。</p> <p>【事業内容】 スマートフォンアプリやホームページを活用した「まちづくり活動応援事業」により、地域活動団体やNPOの活動情報の発信に取り組むとともに、活動参加者にポイントを付与します。</p>
24	【重点・新規】 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業（保健福祉総務課・みんなでまちづくり課）	<p>【事業目的】 地域の中で活動する様々な団体や個人，事業者及び行政が互いにその機能・役割について共通認識を持ち，課題を共有し，ネットワークを構築して，共に支え合うことができる体制づくりの推進を図ります。</p> <p>【事業内容】 「つながりサポート女性支援事業」等の既存事業との連携を図りながら，「地域づくり事業の実施」「参加支援事業の実施」に取り組みます。</p>
25	【新規・再掲】 「うつのみやデジタルスクエア」の活用促進（スーパースマートシティ推進室）	<p>【事業目的】 「地域活動団体」を主な対象として，デジタルへの興味・関心を高め，デジタル化に係る交流を生み出す場などの創出を図ります。</p> <p>【事業内容】 Webサイト上でデジタルを活用した様々な取組を学ぶことができる機会やデジタル専門家に相談できる機会の提供に加え，デジタル専門家の地域への派遣支援やセミナー等の開催に取り組みます。</p>

【基本施策3-2】団体の育成・強化

取組番号	取組・事業名	事業概要
26	【重点・拡充】 自治会活動の活性化及び加入促進に向けた取組の強化	【事業目的】 地域コミュニティの基盤である自治会への加入促進・退会防止や活動の活性化に向け、様々な取組による活力維持を図ります。 【事業内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題解決に向けた具体的な手法を学ぶ「自治会活動・元気アップ研修会」や、他のモデルとなる新たな取組を創出する「魅力ある自治会づくり支援事業」等の実施により、自治会加入促進及び活動の活性化に向けた支援に取り組みます。 ・ 若者や女性などの多様な人々のまちづくり活動への参加促進や、役員の負担軽減のためのデジタルを活用した団体運営などへの支援に取り組みます。
27	【重点・新規】 地域デジタル化の推進 （みんなでまちづくり課・生涯学習課・スーパースマートシティ推進室）	【事業目的】 電子回覧板やオンライン会議、LINE等の活用による情報共有の迅速化など、団体運営の効率化に伴う自治会役員等の負担軽減や、地域活動への参加者・担い手の確保を図ります。 【事業内容】 スマホ基礎講座・生涯学習講座等の開催による「デジタルデバインド対策」や「デジタル人材の育成」、相談体制の整備や補助金の創設等による「環境の整備支援」に取り組みます。
28	【新規・再掲】 新たな担い手確保に向けた人材育成 （生涯学習課・みんなでまちづくり課）	【事業目的】 生涯学習講座等で学んだ市民がその成果を地域で実践することにより、地域コミュニティの活性化を図ります。 【事業内容】 自治会活動や防犯活動、文化振興等、まちづくりに関わり、支えるボランティア等の人材育成や活動を促す手法等の検討に取り組みます。

取組番号	取組・事業名	事業概要
29	【重点・新規】 女性や女性団体の活躍に向けた支援 （みんなでまちづくり課・男女共同参画課）	【事業目的】 自治会をはじめとする地域活動団体等において、女性や女性団体の活躍促進を図ります。 【事業内容】 地域まちづくりに係る補助金等を活用するなど、「男女共同参画・女性活躍」を支援する手法の検討に取り組みます。
30	【重点・新規・再掲】 「宮デジサポーター」養成事業 （スーパースマートシティ推進室）	【事業目的】 デジタル人材の育成により、デジタルデバインドへの対応を図ります。 【事業内容】 スマートフォンの基礎的な操作方法などについて、身の回りの高齢者等に対して教えることができる「宮デジサポーター」を養成するための講座の開催に取り組みます。
31	地域まちづくり組織の活性化支援	【事業目的】 各地区においてまちづくり活動を行う各種団体の活力維持を図ります。 【事業内容】 協働の地域づくり支援事業補助金等により、各種団体の円滑な連携・協力による地域の活性化を図る取組を支援します。
32	【再掲】 まちづくり活動応援事業	【事業目的】 まちづくり活動への参加促進と活動の活性化を図ります。 【事業内容】 スマートフォンアプリやホームページを活用した「まちづくり活動応援事業」により、地域活動団体やNPOの活動情報を発信に取り組みとともに、活動参加者にポイントを付与します。
33	市民活動助成事業	【事業目的】 市民活動団体に対する活動支援により、自立化・活発化を図ります。 【事業内容】 公益的な活動に対して事業費の一部を助成する「市民活動助成制度」の更なる周知を図り、活用の促進に取り組みます。

取組番号	取組・事業名	事業概要
34	団体の組織基盤強化への支援	<p>【事業目的】 団体が自分たちの活動資金を自ら創出し、団体の自立や活動の継続を図ります。</p> <p>【事業内容】 ビジネスの視点をもった財源確保に関する講座の開催や相談対応等の支援に取り組みます。</p>
35	【新規】 宇都宮市ふるさと納税公益活動支援事業（財政課）	<p>【事業目的】 市民による公益に資する団体（特定公益増進法人、NPO、認可地縁団体）の活動の維持・強化を図ります。</p> <p>【事業内容】 ふるさと納税制度を活用し、市が寄付の受入先となり、公益活動団体の「資金調達」の支援に取り組みます。</p>

	R3	R9
【活動指標】 市民活動助成団体数	17団体	20団体
【活動指標】 「うつのみやデジタルスクエア」における デジタル活用事例の掲載数（累計）	3件	50件
【活動指標】 自治会加入世帯数	148,370世帯	150,000世帯

基本目標4：まちづくり活動主体の連携・協力が広がっている

- ・ 適切な役割分担の下での、NPOや事業者等との連携強化
- ・ まちぴあや地域行政機関等による地域課題の解決に向けたコーディネート機能の強化
- ・ まちぴあや地域行政機関、各種まちづくり活動主体、関係機関との情報共有、役割分担、相互連携などのネットワークづくりの推進

【基本施策4-1】民間活力の活用促進

取組番号	取組・事業名	事業概要
36	【重点・拡充】 公民連携事業の推進 (経営管理課)	<p>【事業目的】 顕在化・多様化する社会的課題の解決を図ります。</p> <p>【事業内容】 民間事業者や行政が持つノウハウや資源を効果的に活用し、相互の信頼関係向上に向けた情報の積極的な提供や、「みや・公民連携デスク」、「包括連携事業」などの連携事業に取り組みます。</p>
37	【重点・拡充】 NPO等による地域課題等への取組の推進	<p>【事業目的】 NPO等のスキルを活用し、行政課題や地域課題に対応するほか、地域活動団体とNPOが連携したまちづくり活動の推進を図ります。</p> <p>【事業内容】 地域の一員として、NPO等の民間スキルを活用できるよう、地域との連携・協力の支援強化に取り組みます。</p>
38	【再掲】 まちづくり活動応援事業	<p>【事業目的】 まちづくり活動への参加促進と活動の活性化を図ります。</p> <p>【事業内容】 スマートフォンアプリやホームページを活用した「まちづくり活動応援事業」により、地域活動団体やNPOの活動情報を発信に取り組むとともに、活動参加者にポイントを付与します。</p>

取組 番号	取組・事業名	事業概要
39	市民活動助成事業	<p>【事業目的】 NPOや事業者等が連携し、互いの強みを生かしてまちづくり活動に取り組む事業の創出を図ります。</p> <p>【事業内容】 まちづくり活動団体がNPOや事業者等と連携して行う公益的な活動に対し、事業費の一部を助成する「市民活動助成事業」の充実や効果的な周知に取り組みます。</p>
40	市内大学との連携 (市政研究センター)	<p>【事業目的】 複雑・多様化する行政課題を解決するため、市内大学との連携を図ります。</p> <p>【事業内容】 市内大学との共同研究などにより、大学の有する人的・知的資源を効果的に活用するとともに、大学生への政策情報の発信等により、本市のまちづくりに対する関心を高め、実践的に活動する機会の提供に取り組みます。</p>
41	CSR認証事業 (商工振興課)	<p>【事業目的】 様々な分野での活動を総合的に支援・推奨し、市民・事業者・行政の協働のまちづくりの推進を図ります。</p> <p>【事業内容】 CSR活動を行う企業を「宇都宮まちづくり貢献企業」として認証し、企業の地域貢献活動を促進させるほか、CSRセミナーを実施することで、市民や企業のCSR活動の意識向上に取り組みます。</p>

【基本施策4-2】コーディネート機能強化

取組番号	取組・事業名	事業概要
42	多様な活動主体への参加促進支援事業	<p>【事業目的】 まちづくり活動への参加促進と活動の活性化を図ります。</p> <p>【事業内容】 まちぴあや地域行政機関などのコーディネート機能を有する支援施設間の情報交流機会を創出するとともに、コーディネート力の強化を図り、更なる支援に取り組みます。</p>
43	職員向け研修等の開催	<p>【事業目的】 地域行政機関職員等のコーディネート能力の向上を図ります。</p> <p>【事業内容】 職員向けに、協働を円滑に進めるための手順や協働事例の情報提供などの研修会の開催に取り組みます。</p>

【基本施策4-3】ネットワークづくり

取組番号	取組・事業名	事業概要
44	【新規・再掲】 「うつのみやデジタルスクエア」の活用促進 (スーパースマートシティ推進室)	<p>【事業目的】 「地域活動団体」を主な対象として、デジタルへの興味・関心を高め、デジタル化に係る交流を生み出す場などの創出を図ります。</p> <p>【事業内容】 Webサイト上でデジタルを活用した様々な取組を学ぶことができる機会やデジタル専門家に相談できる機会の提供に加え、デジタル専門家の地域への派遣支援やセミナー等の開催に取り組みます。</p>
45	多様な活動主体の連携支援事業	<p>【事業目的】 まちづくり活動主体同士の交流機会の創出や連携・協力による地域づくりを促進します。</p> <p>【事業内容】 まちぴあや地域行政機関等の支援施設間の連携・協力体制を構築し、多様な活動主体のネットワークづくりの支援に取り組みます。</p>

	R3	R9
【活動指標】 公民連携デスクにおける相談件数	30件	30件
【活動指標】 まちぴあ相談件数	426件	600件

計画の成果指標について

本計画の推進によりもたらされる効果を明らかにするため、成果指標を定めま
す。

指標内容	【成果指標】	【成果指標】
	令和3年度 現状値	令和9年度 目標値
「まちづくり活動 ^{※9} に参加している」 市民の割合	29.5%	35%

指標の考え方

まちづくり活動への参加機会を生み出す仕組みの構築により、活動に参加して
いる市民の割合を増やします。

目標値は、令和9年度に、市民の約3人に1人が活動に参加している状態（3
5%）を目指します。

※9 まちづくり活動：自治会活動，子ども会・育成会活動，地域清掃，河川愛護，里山保全活動 等

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理

(1) 庁内

計画を着実に実行するため、毎年度、庁内の「市民協働推進委員会」において計画における取組の進捗状況を確認し、市民協働を推進するための協議・検討を行います。

(2) 庁外

進捗状況等について、学識経験者や地域活動団体、NPO、事業者、公募市民からなる「みんなでまちづくり会議」に報告するとともに、委員から出た意見・提案等を市民協働の推進に反映します。

(3) 評価

評価については、計画全体の総合評価と基本施策ごとの評価に分けて行います。

毎年度、進捗調書による内部評価と随時関係各課にヒアリングを行うほか、最終年（令和9年度）には、市民へのアンケート調査や「みんなでまちづくり会議」による外部評価とのすり合わせを行い、これらの評価に基づき計画を改定します。

(4) 支援機能

ア まちぴあ

市民協働のまちづくりの拠点として、民間のノウハウ等を活用しながら機能を発揮し、協働のまちづくりを支援します。

- ・ オフィスの提供

NPOの組織基盤強化や活動の促進を図るための事務所の提供

- ・ ネットワーキング

各まちづくり活動主体の連携による、まちづくり活動の促進を図るため、コーディネート機能を発揮した連携体制の構築

- ・ データバンク・調査研究

各まちづくり活動主体の活性化やコミュニティビジネスなど、地域課題解決に向けた新たな手法の導入等を支援するための調査研究及び情報の発信

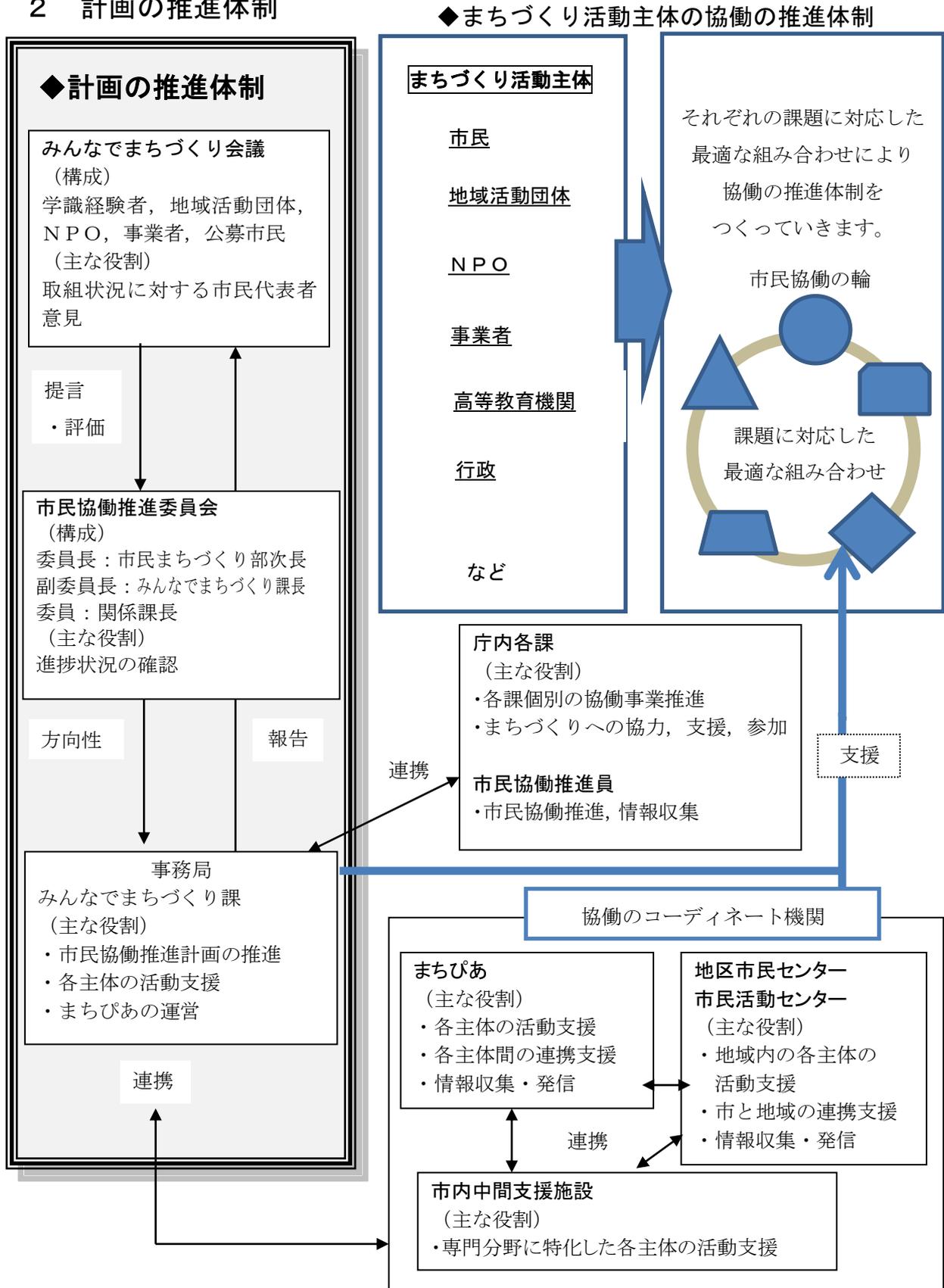
- ・ NPO法人設立等に係る運営支援
市民活動の活性化を図るためのボランティア団体・NPO法人の設立や団体運営に関する相談対応等による組織支援
- ・ 事業支援
各まちづくり活動主体のまちづくり活動の活性化を図るためのボランティアの紹介や効果的な事業展開のための企画支援
- ・ 人材育成
各まちづくり活動主体の自律（立）化やまちづくり活動の活性化を図るための研修会の開催等による人材の育成・確保

イ 地域行政機関

地域のまちづくり活動の拠点として、各地区市民センター、市民活動センターにおいて、地域資源や人材等の地域に密着した情報を集約し、地域課題を地域住民と共有し、地域で活動する団体等との連携によって解決に向け支援します。

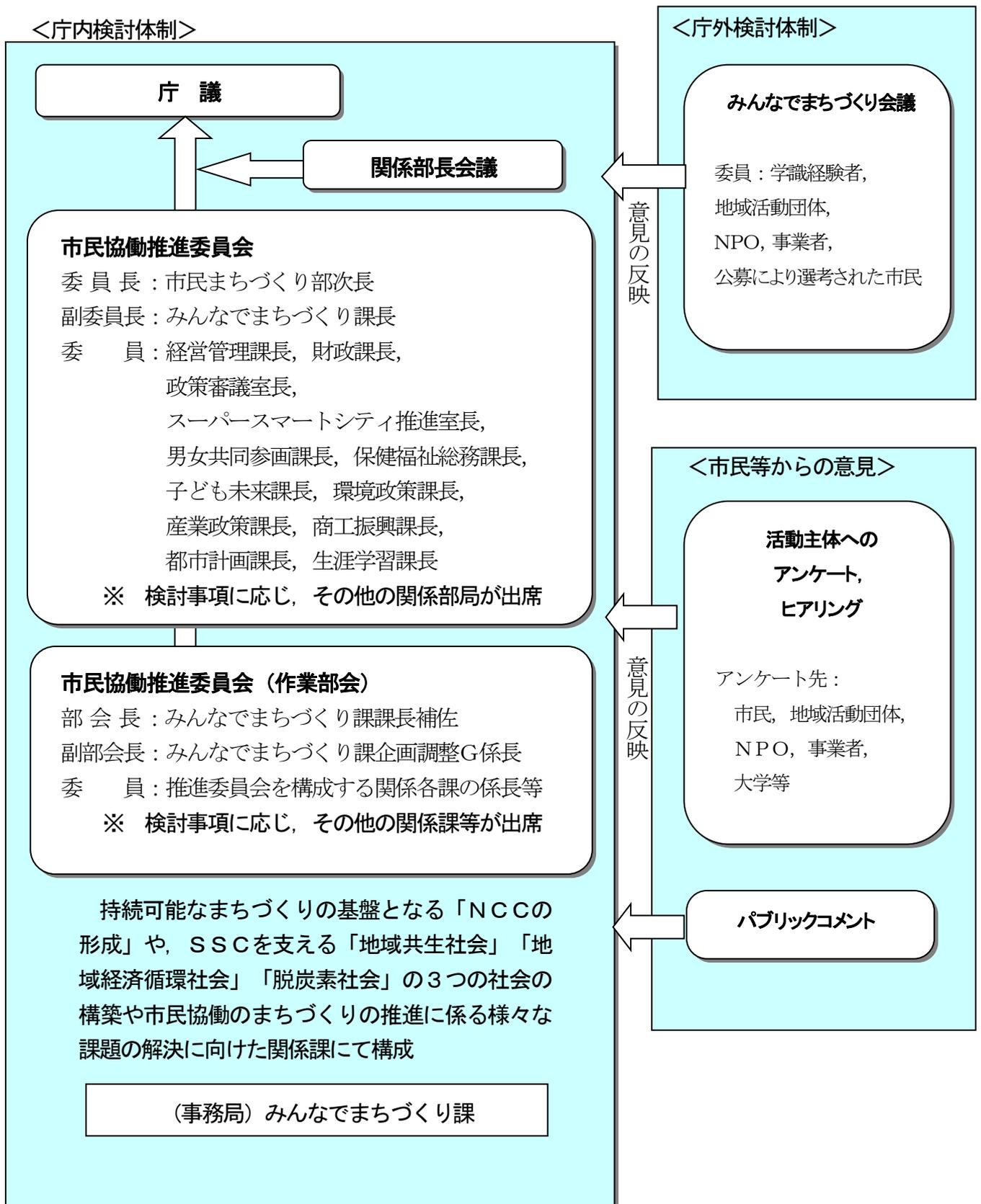
- ・ 地域に関する情報の集約・提供
地域に関する情報（地域課題・ニーズや地域に関わる各分野の計画、施策事業など）の集約、業務所管部署・地域への提供機能の強化
- ・ 地域まちづくりに関する仕掛け
地域課題の解決や地域資源（人材、自然、特産物など）を生かしたまちづくりのための仕掛けづくりを行う機能の強化
NPO・事業者等との連携支援，他地域のノウハウの提供など，俯瞰的な視点での地域まちづくりの支援機能の強化
- ・ 地域課題・ニーズの施策事業への反映のための調整
地域課題やニーズを踏まえ，各分野の施策事業を円滑かつ効果的に実施するための地域と業務所管部署間の支援・調整機能の強化
地域や分野をまたがる課題やニーズに円滑に対応するための地域間・業務所管部署間の調整機能の強化

2 計画の推進体制



資料編

策定体制（組織体系）



策定体制（設置要領）

(1) 市民協働推進委員会設置要領

（設置）

第1条 「市民協働推進指針」に基づき、全庁的かつ計画的に推進する計画について検討するため、市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 「市民協働推進計画」（以下「計画」という。）の策定及び推進に関すること。
- (2) その他市民協働の推進に係る重要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には市民まちづくり部次長を、副委員長にはみんなでまちづくり課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理で出席することができる。

（作業部会）

第5条 委員会の円滑な運営のため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長、副部会長、部会員をもって組織する。
- 3 部会長にはみんなでまちづくり課長補佐を、副部会長にはみんなでまちづくり課企画調整グループ係長をもって充てる。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる課等に属する者で当該課長等の推薦を受けた者を持って充てる。
- 5 作業部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、これを主宰する。
- 6 作業部会は、計画の原案を作成する。
- 7 作業部会は、計画に位置付けされた施策・事業の内容及び進行管理について協議する。
- 8 第3条第4項及び第5項並びに前条第2項及び第3項の規定は、作業部会について準用する。

（市民協働推進員）

第6条 各課（課に相当するものを含む。以下同じ）に市民協働推進員（以下「推進員」という。）を置く。

- 2 推進員は、所属課長が選任し、その者の職氏名をみんなでまちづくり課長に報告するものとする。これに異動があったときも、同様とする。
- 3 推進員は、所属課長の指揮監督を受け、当該課の所掌事務について、計画に位置付けられる施策・事業の内容の検討・調整に関する事務を処理する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、市民まちづくり部みんなでまちづくり課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

経営管理課長，財政課長，政策審議室長，スーパースmartシティ推進室長， 男女共同参画課長，保健福祉総務課長，子ども未来課長，環境政策課長，産業政策課長， 商工振興課長，都市計画課長，生涯学習課長
--

別表第2 (第5条関係)

経営管理課，財政課，政策審議室，スーパースmartシティ推進室，男女共同参画課， 保健福祉総務課，子ども未来課，環境政策課，産業政策課，商工振興課，都市計画課， 生涯学習課
--

(2) みんなでまちづくり会議設置要領

(設置)

第1条 市民協働のまちづくりに関し必要な事項について市民から幅広く意見を聴くため、みんなでまちづくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体
- (3) 関係機関
- (4) 公募により選考された市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、後任の委員が選任されていない場合には、後任の委員が選任されるまでその任期を延長する。

5 補欠のため、又は増員により就任した委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第3条 会議に座長及び副座長1人を置き、委員がこれを互選する。

2 座長は、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、座長が招集し、その会議の議長となる。

(関係人の出席)

第5条 会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民まちづくり部みんなでまちづくり課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月4日から施行する。



宇都宮市 市民まちづくり部 みんなでまちづくり課
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL : 028 (632) 2276
FAX : 028 (632) 3268
E-mail : u2207@city.utsunomiya.tochigi.jp